

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第28回会議次第

令和6年1月10日（水）

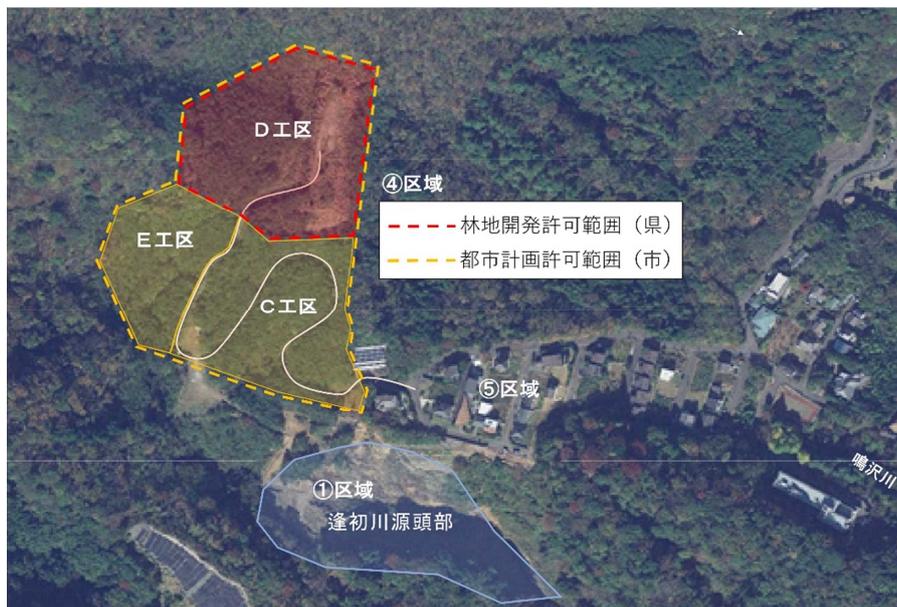
県庁別館2階第3会議室B

- 1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
（森林法⑤、土採取等規制条例⑤、土砂災害防止法⑤、全般的な論点②）
- 2 その他
- 3 次回の会議について

◎ 森林法

1 検証の対象である区域における土地改変行為の概要

- ・当該箇所は、崩壊した逢初川源頭部（①区域）の北側に隣接して行われていた宅地造成（④区域）のうち、通称「D工区」と呼ばれているエリアである。
- ・D工区と①区域との間には、通称「C工区」「E工区」と呼ばれるエリアがある。このため、D工区は、①区域から直線距離で約200m離れており、逢初川流域ではなく、鳴沢川支流の上流に位置している。



- ・■■■■は、2006年4月、C工区において、市から都市計画法の許可を受けて宅地造成に着手し、2006年10月、D、E工区に拡大する変更許可を市から受けている。
- ・D工区には5条森林が含まれていたが、市にはその認識が無く、■■■■は森林法に基づく林地開発許可の申請をせず、無許可で林地開発をおこなっていた。

[森林法に基づく行政対応の経緯]

① 無許可開発の発覚と復旧指導 (2008. 4. 10~2008. 5. 30)

- ・2008年4月、県東部農林事務所は、D工区に森林区域が含まれていることを認知。

- ・ 県東部農林事務所は、本来、森林法(第 10 条の 2)の林地開発許可を要する 1 ヘクタールを超える森林の土地の改変行為が無許可で行われていることを確認したため、同年 5 月 1 日、██████████ に対し、行為の中止及び復旧を文書指導。
- ・ 2008 年 5 月 30 日、県東部農林事務所は、復旧工事の完了を確認。

② 林地開発許可と造成工事の中断 (2008. 5. 30~2014. 4. 16)

- ・ ██████████ は、当該地について、森林法に基づく林地開発許可申請を行い、県東部農林事務所は、2008 年 7 月 8 日にこれを許可。
- ・ 林地開発許可以降、██████████ による工事が実施されたが、2008 年 10 月頃から ██████████ の経営悪化により事業が停滞。
- ・ 2010 年 7 月、██████████ の林地開発許可地に ██████████ (██████████ の工事施工者) が残土搬入。

③ 造成工事の中断期間 (2014. 4. 17~2020. 1. 9)

- ・ 2014 年 4 月、██████████ (2012 年 12 月に ██████████ が社名変更) が解散。
- ・ 宅地造成工事は中断。自然緑化が進む。

④ 地位承継による事業再開 (2020. 1. 10~2021. 7. 3)

- ・ 2020 年、██████████ 氏が林地開発行為の地位を承継。工事再開には至っていない。

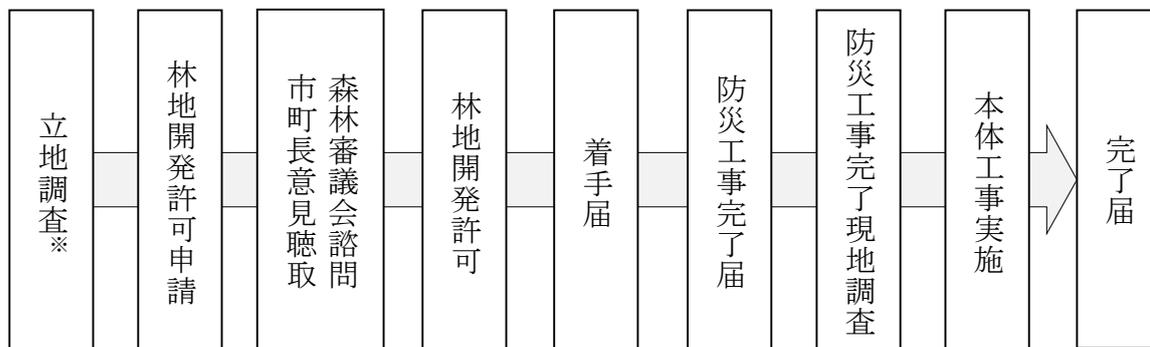
関係者一覧

関係者	関係者の説明
██████████	開発者
██████████	林地開発許可申請における当該開発の施工者 逢初川源頭部の現場責任者
██████████	土砂の搬入者
██████████	開発者(██████████ が社名変更)
██████████ 氏	現土地所有者、開発者(██████████ から承継)

2 林地開発許可制度の概要

- ・林地開発許可制度は、土砂災害の防止や水源のかん養等の公益的機能を有する森林を無秩序な開発から守り、森林の適切な利用を図ることを目的としている。

- ・林地開発許可の主な流れ



※開発箇所における森林法に係る規制状況等の調査

- ・森林関連施策の方向や森林整備及び保全の目標等を定める地域森林計画の対象となる民有林において、土地の形質変更（土地の形状を変更する行為）面積が1ha（R5.4～太陽光発電施設を設置する場合は0.5ha）を超える開発を行う場合は、県知事または権限移譲市長（※）の許可を受けなければならない。

※静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市

- ・知事又は権限移譲市長は、事業者の開発計画を審査し、災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、これを許可しなければならない。

審査基準	主な審査内容
災害の防止	切土・盛土の勾配、擁壁の設置、沈砂池の設置
水害の防止	洪水調整池等の設置
水の確保	貯水池等の設置
環境の保全	森林の配置、森林率の確保

- ・審査時に開発計画に不備等があった場合には、計画の見直し、関係者との調整、関係書類の提出等を指導する。
- ・許可にあたり、県森林審議会及び関係市町長の意見を聞かなければならない。これらの意見への対応については許可要件ではないが、4要件に該当する意見については、事業者に対応を指導している。

- ・無許可開発及び許可条件に違反した開発があった場合には、事業者に対し事業の中止・原型復旧または林地開発許可審査基準を満たすように指導・命令する。

3 当該土地改変行為における事実関係の整理（時系列）

2008. 4. 10 県東部農林事務所が、逢初川源頭部の無断開発箇所の現地確認の際、隣
(H20) 接地で行われている宅地造成工事等に不審な点が見られたため現地を調査する。(D82)

現地の状況

- ・既に伐採が完了し、造成工事もかなり進行していた。

県担当者の認識ほか

- ・開発区域は5条森林区域にかかっていると思われる。（その後の熱海市の確認により、林地開発許可違反であることが判明（2010. 4. 15 付け復命書により確認））
- ・■■■■の開発行為は、市の都市計画法等の許可を得て行われており、林地開発許可の要不要をどのように判断したのか早急に確認する必要があることから、市に關係資料の提供を依頼。
- ・今後は伊豆山の開発行為に対し、關係者が連携して対応していくことを確認。

2008. 4. 15 市が、県東部農林事務所に対し、市の土地対策利用対策委員会等の審査の経緯を確認した結果を説明する。(D83)

市の説明

- ・森林区域を見落としていたことが判明した。
- ・改めて確認したところ、明らかに森林を超えて開発していることを確認した。

2008. 4. 16 市が、県東部農林事務所に対し、市の土地利用対策委員会等の審査の關係資料を提供し説明する。(D84)

市の説明

- ・この流域(鳴沢川)は河川改修されており、直接放流を認めている。従って調整池は無い。（下流の河川は、改修により十分な流下能力を有していることから、都市計画法の許可では、調整池を設置しない計画となっている。）
- ・風致地区で緑地を30%確保している。（当該地区は風致地区であることから、都市計画法の許可では、緑地を30%確保する計画となっている。）

- ・開発事業が中止されると大変困る。

県の回答

- ・下流の流下能力が十分にあるならば、調整池は不要となるが、今後確認したい。
- ・森林率（緑地を含む）が、林地開発許可基準を上回っているので安心した。
- ・通常は、直ちに行為の中止を指導するが、本庁と相談しながら判断する。

2008. 4. 21 県東部農林事務所と県森林計画室が、今後の対応について検討する。
(D85)

検討の内容

- ・防災施設については、都市計画法、宅地造成等規制法により審査されており、森林率については、森林法の基準以上に確保されている。
- ・現状のままで中止し、放置されると防災上の懸念が増大する。
- ・早急に林地開発の許可申請をするよう指導する。
- ・許可申請の図面は、都市計画法、宅地造成等規制法等の申請に使用したものを活用すればよい。
- ・工事の中止は求めないが、工事が完了すると所有権が移転する可能性があるため、速やかに許可申請するよう指導する。

2008. 4. 22 県森林計画室が、県東部農林事務所に対して指示する。(D86)

指示の内容

- ・工事の中止を求めないとしていたが、事業者に5条森林を転用している事実を知らせ、工事を中止させること。
- ・事業者に復旧計画を作成させ、必要な対策を速やかに行わせること。

2008. 4. 24 県東部農林事務所と県森林計画室が、事業者の指導にあたり調整をする。(D87)

調整の内容

- ・まずは、事業者に対し5条森林を転用している事実を知らせ、中止させることが大切である。
- ・文書による行政指導はやむを得ない。
- ・都市計画法等が認めている防災計画までは、応急対策として行っても構わない。
- ・道路の舗装等は、開発が完了する可能性があるため着手を認めない。

- ・平坦地に植栽を指導する。

2008. 4. 30 市が、県東部農林事務所に対し顛末書を提出する。(D88)

顛末書の内容

- ・当初申請区域（C工区）については、森林区域に該当していなかった。変更申請が出され、D、E工区に拡大した際に、森林法担当課による森林区域の確認が適切に行われなかったと思われる。

2008. 5. 1 県東部農林事務所が、XXXXXXXXXXに対し林地開発許可違反に係る文書指導を行う。(D89)

指導の内容

- ・標記森林(D工区)内での開発行為に相当する作業は、中止してください。
- ・土地の形質変更面積を実測し、求積図を平成20年5月30日までに提出してください。
- ・区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を平成20年5月30日までに提出してください。

2008. 5. 1 県東部農林事務所、市、XXXXXXXXXXが、今後の対応について協議する。(D90)

協議の内容

- ・災害防止のため、都市計画法等の許可を得ている防災施設等を早急に仕上げる。
- ・法面には種子吹付、平坦地には植栽する。
- ・復旧工事を5月中に完了するように進め、完了次第、林地開発許可申請を行い、6月の森林審議会に間に合うようにする。
- ・林地開発許可申請にあたっては、都市計画法の許可を得ている図面を活用し、矛盾がないようにする。

XXXXXXXXXXの発言

- ・県の指導に従うことを表明。
- ・宅地分譲について、6月中に引き渡さなければ違約金が発生する。
- ・行政の指導には従っており、林地開発許可が必要とわかれば申請していた。
- ・今回の件は、熱海市に非があると思っている。

2008. 5. 2 ■■■■■が、県森林計画室に電話する。(D91)

■■■■■の発言

- ・なぜ当社が指導を受けるのか納得がいかない。
- ・2年前に都市計画法の許可を受けており、無許可開発ではない。
- ・熱海市と県の連携の問題である。

県の回答

- ・事前に立地調査を行うのは事業者の責任である。
- ・開発に係る行政間の情報交換は緊密にしていきたい。

2008. 5. 8 県東部農林事務所と市が、■■■■■に対して指導する。(D92)

県の指導

- ・都市計画法、宅地造成等規制法の申請時の図面と現状が異なっている。変更後の図面が、両法律の許可が得られる内容でないと、林地開発の許可を出せない。
- ・面積の確認のため、平面図の最終形が必要。

市の指導

- ・法面が計画どおりに整形されていない。法面の最終形状を示す断面図を出すよう、何度もお願いしている。
- ・都市計画法の変更許可にも30日はかかる。6月末の完成予定で書類は間に合うのか。

■■■■■の回答

- ・現在は法面の勾配が基準よりも立っているが、最終的には指導どおりにする。
- ・最終図面は、道路ができてからでないと作れない。
- ・現地を実測し、5月14日までに平面図、縦断図、横断図を作成する。

今後の処理方針

- ・林地開発許可が6月の森林審議会に間に合わない場合、■■■■■は、既に契約済みの区画があり、9月の森林審議会まで待てない。
- ・その場合、森林への復旧工事の完了後、森林以外に転用する区域が1ha未滿となる計画にさせること等を選択肢として検討したい。

2008. 5. 20 県東部農林事務所と市が、今後の対応について検討する。(D96)

林地開発許可申請について

- ・市は、■■■■■が新たに作成した土地利用計画図等について、宅地造成等規制法の基準を満たしていることを確認した。

- ・森林審議会に必要な資料、調書等については、(5月)23日までに完成させる。
- ・林地開発許可申請書の準備状況を、県東部農林事務所、市の双方で確認し、内容の不備、不足資料等を明らかにし、[]を指導する。

復旧計画について

- ・緑化計画は、法面と平地を区分して整理する。
- ・早期緑化を図るため、法面は種子吹付を行う。
- ・平地は、緑化を確実にを行うため、種子吹付と植栽を併用する。
- ・完了確認の際は、県東部農林事務所と市が立ち会う。

2008. 5. 23 []が、県東部農林事務所に復旧計画書を提出する。(D97)

復旧計画の内容

- ・復旧面積 20,202 m²
 - 〔 種子吹付工…5296.46 m²
 - 〔 緑化工(植栽・吹付)…14,905.27 m²

当時の担当職員への聞き取り結果

【復旧計画の内容について】

- ・土工事がほぼ終盤で、ブロック積擁壁も施工されており、原型復旧だと擁壁を壊すことにもなることから、合理的ではないと判断した。
- ・森林法は、森林に復旧することが大事。

2008. 5. 30 県東部農林事務所が、現地に赴き復旧工事の完了を確認する。(D100, 101)

2008. 5. 30 []が、県東部農林事務所に林地開発許可申請書を行う。(D102)

申請の内容

- ・開発行為に係る森林の形質変更面積 1.9384 ha
- ・開発行為の完了予定年月日 2008年10月23日

当時の担当職員への聞き取り結果

【第三の盛り土について (R5. 5. 13 付け新聞報道関係)】

(擁壁の倒壊等の状況について)

- ・ 復旧工事の完了確認を行った際に、ブロック積擁壁が倒壊していた記憶はない。
- ・ 完了確認に行った担当からは、問題は無かったと報告を受けている。
- ・ 林地開発の許可後に、ブロック積擁壁が壊れたという報告も受けていない。

(盛り土からの土砂流出について)

- ・ 七尾地区の道路への土砂流出については、泥水が出たことを市から口頭で聞いたような記憶はある。市が対応しており、県に対応を依頼された記憶はない。



D1区と七尾地区の位置関係

2008. 7. 8 県東部農林事務所が、XXXXXXXXXX に対し林地開発許可を行う。(D107)

主な許可条件

- ・ 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- ・ 防災工事を先行し、施行区域外に土砂が流出しないように十分に配慮すること。

当時の担当職員への聞き取り結果

【林地開発許可申請の当時の審査状況等について】

- ・森林法と都市計画法が重複する区域で用いる審査基準は、都市計画法の審査基準によることになっており、都市計画法の審査基準による項目については、市に事業者を指導してもらい、森林率など森林法の審査基準による項目については、県が審査した。
- ・市が指導した項目については、県は、審査に係るチェックリストを埋められる資料があるか確認した。
- ・既に許可を受けていた市の都市計画法の許可内容と整合を取るよう指導していた。
- ・排水の放流先の河川も市が管理しており、市が都市計画法の許可をおろす際に河川への影響についても確認してあることから、問題ないと判断した。

2008. 7. 10 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発行為着手届を提出する。
(D108)

2008. 8. 1 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発許可条件に基づく防災工事
(工事施工中の2箇所の仮設沈砂池)の完了届を提出する。(D110)

2008. 8. 5 県東部農林事務所が、防災工事の完了を確認するための現地調査を行う。
(D111)

調査結果

- ・沈砂地が図面どおりに施工されていない箇所があった。
- ・水路については問題なし。

事業者への指摘ほか

- ・(沈砂地の)寸法が不足し、計画容量を満たしていないので、早急に是正すること。
- ・(是正後に)再度現地の確認を行う。

当時の担当職員への聞き取り結果

【第三の盛り土について (R5. 5. 13 付け新聞報道関係)】

- ・倒壊したとされるブロック積擁壁は、5条森林外で市の都市計画法の許可の範囲であり、県は、沈砂池の完了確認を行った。
- ・ブロック積が倒壊して土砂が流出した記憶はない。
- ・10mを超える盛土の記憶はない。倒壊したとされるブロック積擁壁の上部は、地山を切り崩した法面ではないか。

2008. 10. 15 ■■■■■が、2008. 8. 5の現地調査による指摘を踏まえ、県に改めて林地開発許可防災工事完了届を提出する。(D116)

2008. 10. 20 市が、県東部農林事務所に情報提供する。(D118)

内容

- ・事業者の経営状態が急激に悪化し、現場がストップしている。
- ・現場に作業員がおらず、事業者担当も融資関係で奔走しているので、防災工事の完了確認への立会いは困難な状況と思われる。

2008. 10. 20 ■■■■■が、県東部農林事務所に林地開発変更届を提出し、工期を延長する。(2008. 10. 23⇒2009. 10. 23) (D119)

2008. 12. 5 県東部農林事務所と市が、今後の対応について打合せを行う。(D123)

打合せの内容

- ・世界的な金融危機により■■■■■の経営が急激に悪化している。
- ・現状のままでは防災上危険であるため、仮設沈砂池を早急に整備させ防災工事を完了させる。
- ・(宅地造成の) 工事の完了が困難であるならば、中止届を提出させる。
- ・早急に■■■■■の代理人(窓口)を確認する。

当時の担当職員への聞き取り結果

【防災上最低限必要な工事について】

- ・森林の機能を代替するものとして、仮設沈砂池は最低限施工する必要があると考えていた。

2008. 12. 24 県東部農林事務所と市が、現地で進捗状況及び防災工事を確認するとともに、■■■■■と今後の施工計画について打合せを行う。(D124)

現地状況

- ・法面には種子が吹き付けられており(緑化は確認できず)、植栽も行われている(活着を確認)。
- ・仮設沈砂池は、ほぼ当初計画箇所に容量を満足する規模の沈砂池形状の素掘りがあることを確認。

事業者代理人の発言

- ・資金繰りが悪化しており、着工している数箇所の現場のうち、早期完成を見込まれる箇所から順次工事を行っている。

- ・当箇所については、(2009年)1月中には防災工事先行で再開する計画。

2009. 1. 19 []が、県東部農林事務所に対し連絡する。(D126)

(H21) **内容**

- ・赤井谷を請負う業者がD工区の排水施設工事を行う予定。

2009. 1. 28 県東部農林事務所が、[]に対し防災工事の進捗状況を確認する。(D127)

事業者代理人の発言

- ・資金繰りが思わしくなく作業の手を確保できない、2月中旬以降着手になる見込みである。

県の指導内容

- ・防災工事だけは早急な対応をお願いします。

2009. 3. 9 市が、県東部農林事務所に情報提供する。(D129)

内容

- ・先週、現地を確認したところ若干であるが工事が進んでいた。

2009. 4. 3 県東部農林事務所が、現場の進捗状況を確認する。(D131)

現地の状況

- ・横断排水溝が完成されている等、若干の工事進行が見られた。

2009. 6. 24 県東部農林事務所が、現場の進捗状況を確認する。(D139)

現地の状況

- ・入口付近の切土法面にブロック積を施工中。
- ・仮設沈砂池形状の素掘りを確認。
- ・植栽(マツ)の活着は良好、法面緑化は不良。

当時の担当職員への聞き取り結果

【防災上最低限必要な工事について】

- ・工事が中断する可能性が出てきたことから、当初の計画場所とは異なるが、応急的に切土の下に容量を満たす沈砂池を設置するよう指導した。

2009. 10. 20 県東部農林事務所が、[]に今後の手続き等を確認する。(D143)

事業者代理人の発言

- ・（県の中止届を出すことも検討した方がよいのではとの問いに対し）
工事は中止せず工期延長でお願いしたいと考えている。
- ・資金の目途がつきそうである。
- ・社長に確認し連絡する。

2009. 10. 23 林地開発許可申請に係る工期が切れる。

2009. 11. 2 県東部農林事務所が、XXXXXXXXXXに対し今後の対応について指導する。
(D144)

県の指導内容

- ・2009. 10. 20 に、今後の方針について早急に回答するとのことであったが、現在まで回答がない。
- ・工期が2009. 10. 23 までなので、至急対応をお願いする。

事業者代理人の回答

- ・今日中に社長に確認して連絡する。

2009. 12. 2 県東部農林事務所が、XXXXXXXXXXに今後の対応を確認する。(D147)

事業者代理人の発言

- ・今後の方針（工期延長又は事業中止）を社長と打合せできない状況なので、しばらく待つて欲しい。

2010. 7. 22 県東部農林事務所と市が、現地確認を実施する。(D151)
(H22)

現地の状況

- ・XXXXXXXXXXから工事の施工を委託されたXXXXXXXXXXによる土砂搬入を確認する。

県の認識

- ・（現場の）現況地盤は、計画地盤より1～2m程度低いため、計画地盤の高さとするための土砂搬入であれば、目的外工事とはいえない。
- ・単なる残土処理であれば、（林地開発の）変更許可が必要となる
- ・（土砂搬入が）造成工事に伴うものか、残土処分なのかの確認等を行う。

当時の担当職員への聞き取り結果

【D工区への土砂搬入について】

- ・XXXXXXXXXXから市に土砂を入れたいという相談があったので、市と一緒に現地確認に行った。
- ・その後、地盤高の確認はしていない。

2010. 7. 26 県東部健康福祉センターと熱海市が、現地調査を実施する。(D152)

現地の状況

- ・現地調査中にダンプが6台くらい残土を搬入した。

県の指導内容

- ・現場にいた()に対し、廃棄物の搬入をしないよう指導。

2010. 7. 27 熱海市が、東部健康福祉センターに及びから聞き取った内容を情報提供する。(D153)

聞き取った内容

- ・造成地の道路の状態が悪く、直すための残土搬入で、造成計画に沿った造成を行う。
- ・工事はお盆の頃までに終わる。

2011. 3. 4 県東部農林事務所と県森林計画課が、林地開発許可案件の定期査察により現地を確認する。(D168)

現地の状況など

- ・事業者は登記簿上存続しているものの、所在地に会社は不存在。
- ・リーマンショック以降工事は中断している。
- ・施工状況は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積みが放置されている。
- ・沈砂池が設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である。
- ・現状での過伐採や土砂の流出は見られない。
- ・盛土用の土砂らしきものが最近も搬入されている。

2011. 3. 17 県森林計画課と県土地対策課、市が、今後の対応を協議する。(D173)

県の対応

- ・(2011年)3月中に、()に対し、県東部農林事務所長名にて配達証明郵便などで文書指導を行う予定。
- ・指導に従わない又は到達しない場合は、中止命令を行う予定。
- ・法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つと考える。

当時の担当職員への聞き取り結果

【指導文書が到達しなかった後の対応について】

- ・土地の所有権が■■■■氏に移り、■■■■氏に開発を再開する動きが見られなかったことから、中止命令を発出しなかった。

2011. 3. 25 県東部農林事務所が、■■■■に対し**林地開発許可条件違反の是正に関する指導文書を発出する**。(⇒後日、宛先不明で返戻) (D175)

指導内容

- ・下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けること。
- ・掘削法面勾配を是正し、早期緑化を図ること。
- ・盛土材料の木片等の異物を除去すること。

2012. 4. 5 県東部農林事務所が、現地**調査**を実施する。(D198)

(H24) **現地の状況**

- ・工事の進捗なし。
- ・切土面、盛土面から土砂の流出の形跡なし。
- ・徐々に自然緑化が進行。

今後の対応

- ・定期的に現地調査を実施する。

当時の担当職員への聞き取り結果

【県担当者の引継及び現地確認について】

- ・開発が止まっており、土砂の流出も見られなかったことから、特別問題がある箇所との認識はなかった。
- ・市と情報交換は行っていたが、現地確認は記録に残っている程度しか行っていない。

2014. 4. 16 ■■■■ (■■■■が商号を変更) が解散。

(H26) (2020. 3. 17 に提出された林地開発行為地位承継届に添付された事業者の法人登記簿から上記事実を確認)

2019. 11. 6 ■■■■氏の代理人が、県東部農林事務所に来所した。(D217)

(R 元) **地位承継について**

- ・■■■■氏個人で承継する計画
- ・地位承継する前に、(許可されている) 計画内容を確認したい。

- ・地位承継に必要な資料を揃えれば、（林地開発許可申請書）を見せてもらえないか。

今後の計画

- ・住宅団地を現在の時点で終わらせ、新たに太陽光パネルを設置する。

当時の担当職員への聞き取り結果

【■■■■氏への中止命令について】

- ・代理人が図面を持って来所し協議を行った。
- ・現場に重機が搬入されておらず、勝手に開発する感じはなかった。

2019. 12. 5 県東部農林事務所が、■■■■氏の代理人に地位承継に必要な書類と今後の
手続の流れを回答する。(D220、D221)
2020. 3. 17 ■■■■氏が、県東部農林事務所に林地開発許可の地位承継届を提出す
(R2) る。(地位承継日：2020. 1. 10) (D227)
2021. 2. 2 県東部農林事務所が、■■■■氏に現況図を作成するよう指示する。
(R3) (D237)

【論点】

- ①無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったか
- ②防災工事（仮設沈砂池）の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったか
- ③D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったか
- ④指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったか
- ⑤地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったか

【D工区からC、E工区への表流水の流れについて】

- ・ 県議会の逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会において、D工区の表流水がC、E工区に流入しているとの参考人の発言をふまえ、令和5年6月2日の台風2号豪雨時に、現地で表流水の流れを確認した。

累加雨量 243 mm、最大時間雨量 35 mm（観測地点：熱海市伊豆山）

- ・ D工区に降った雨水は、工区内で集水した後、C、E工区の東側を迂回して、⑤宅地造成の北側の道路側溝に接続する計画であった。排水施設は完成していないが、集水する計画であった箇所地盤は低くなっており、現在、D工区内の雨水はそこに集まり、C、E工区への表流水の流れは見られない。



写真撮影位置



道路がE工区からD工区に向かって下り勾配になっており、D工区内に水たまりができています

4 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ ████████ は、2006（H18）年4月に、逢初川源頭部の北側に隣接するエリア（C工区）において、都市計画法に基づく熱海市の許可を受けて宅地造成に着手し、その後、同年10月にD、E工区に拡大する変更許可を受け、宅地造成を進めていた。
- ・ 県東部農林事務所（以下「県東部農林」という）は、2008（H20）年4月に、D工区で5条森林が1haを超えて改変されており、森林法に基づく林地開発許可違反であることを認知した。
- ・ 県東部農林は、直ちに██████に対し、「開発行為の中止」、「土地の形質変更面積の実測及び提出」、「復旧計画書の提出」を指導した。

- ・2008年5月に、■■■■■から県東部農林に復旧計画書が提出され、その内容は「平坦部への植栽」及び「法面への種子吹付」であったが、県は、土工が終盤まで進んでおり、原型復旧には盛土をしなければならず、また、擁壁を壊すことにもなり合理的ではないとの判断から、これを受け付けた。
- ・同月、■■■■■による復旧工事が完了し、県東部農林は、現地で復旧工事の完了を確認した。
- ・同月、■■■■■は、林地開発許可申請書を県東部農林に提出した。
- ・林地開発許可の規程では、森林法と都市計画法で審査基準の項目が重複するものは都市計画法の基準によるものとされており、森林法のみ項目については森林法の基準によるものとされている。県東部農林は、市が都市計画法に基づき審査した部分は、林地開発許可の審査項目のチェックリストを埋められる資料があるかを確認した。
- ・県東部農林は、2008年7月に、D工区の林地開発を許可した。

【考察】

- ・県東部農林は、D工区の土工事（敷地の造成）がかなり進んでから同工区の林地開発許可違反を認知しているが、これは、事業者から同工区に係る都市計画法による開発行為の変更許可申請がされた際、許可権者である熱海市から県東部農林に対し、当該申請に係る森林区域に関する情報提供や相談がされなかったことによるものであることから、やむを得なかったと考える。
- ・林地開発許可違反の認知後、直ちに「開発行為の中止」、「土地の形質変更面積の実測及び提出」、「復旧計画書の提出」を指導したことについては、一般的な対応であり、適切であったと考える。
- ・林地開発許可違反により開発された森林の復旧については、国通知において「復旧に必要な行為」とは原型に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものとされていることから、県が「原型復旧（開発前の元の状態に戻すこと）は合理的ではない」と判断したことは、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。

- ・違反をした[]に対する林地開発の許可については、植栽等による森林への復旧工事を完了させただけで、審査基準に適合していることを確認しており、森林法では審査基準に合致していれば許可しなければならないことから、それ自体に問題はない。
- ・[]による林地開発許可申請書の内容については、切土、盛土の勾配や擁壁の構造、森林率等は林地開発許可の審査基準に適合していることを確認した。しかしながら、都市計画法による開発行為の許可申請において、市が審査した部分の詳細な資料が残っていない。市が審査した部分についても、後で内容を確認できるよう、根拠資料を残すべきであったと考えられる。

(2) 防災工事（仮設沈砂池）の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・県東部農林は、2008年8月に、現地で防災工事の完了を確認したが、沈砂池の寸法が不足していたことから、是正指導をした。
- ・県東部農林は、2008年10月に、市から[]の経営状況が悪化し、現場が止まっているとの情報を得た。
- ・県東部農林と市は、2008年12月に、今後の対応について打合せを行い、土工事の途中で工事が停止すると防災上非常に危険であり、仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる方針を確認した。
- ・県東部農林は、現地調査や[]への指導を繰り返し、横断排水溝の完成や入口付近の切土法面へのブロック積の施工、仮設沈砂池形状の素掘りを確認した。
- ・県東部農林は、2009（H21）年10月に、林地開発許可の工期が切れたので、[]に対し、変更届（工期延長）か中止届を提出するよう指示したが、[]の代理人は、社長と今後の方針を打合せできていないとして提出しなかった。
- ・その後、県東部農林は、事業者と連絡を試みたものの連絡がとれなかった。
- ・県東部農林は、2011（H23）年3月に、現地調査を行い、掘削途中の切土法面が放置されていることや、沈砂池が設置されていること等を確認した。

- ・ 県東部農林は、2012（H24）年4月に、現地調査を行い、工事の進捗がないこと、土砂の流出がないこと、自然緑化が進行していることを確認した。

【考察】

- ・ ████████の経営状況が悪化したとの情報を受け、土工事の途中で工事が中断すると防災上危険であるとの認識のもと、応急処置として、切土法面の下部に仮設沈砂池を設置させているが、土砂流出防止機能を発揮していたことを確認できないことから、県が、仮設沈砂池の是正指導の段階で、効果的な位置を具体的に示すこともできたのではないかと考える。
- ・ ████████が所在不明となったため、結果として、D工区については、防災工事が未完了なまま放置されることとなった。県東部農林は、同社の経営状態が不安定であることを認知していたことから、現場で工事が中断し、同社と連絡が取れない（先方が電話に出ない）状況を認識した段階において、事業所を直接訪問するなど、電話以外にも事業者と接触する手段を講じる余地もあったと考える。

（3）D工区への土砂搬入を容認したことは妥当であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部農林は、2010（H22）年7月に、██████の林地開発許可地に██████が残土を搬入しているとの情報があり、現地調査を行った。
- ・ 県東部農林は、計画より低い地盤高を計画まで上げるための土砂搬入であれば、目的外工事とはいえない、また、██████は、██████の工事施工者として申請されており、██████の指示であれば問題ないとした。

【考察】

- ・ 県東部農林は、「D工区の地盤の高さが林地開発の許可を受けた計画よりも低いこと」、また「土砂を搬入した██████が林地開発許可申請における工事施工者であること」の2点から、当該土砂の搬入について、問題ないと判断したように思われる。しかしながら、当該土砂搬入の目的が異なる、また、必要以上の土砂が搬入される可能性もあることから、土砂の搬入を指示した者を確認する、現地の地盤高を測定するなどの裏付け作業を行う必要があったと考える。

（4）指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・2011（H23）年3月、県東部農林は、██████に対して許可条件違反で文書指導を行い、指導に従わない又は文書が到達しない場合は、中止命令を行うこととしていた。
- ・これは、法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されることから、中止命令を発出しておくことにより、今後、違法行為が行われることがないよう抑止効果を期待したものであった。
- ・しかしながら、林地開発許可を受けた土地の所有権が██████氏に移り、かつ、██████氏に開発を再開する動きが見られなかったこと、また、当該土地の自然緑化が進行していたことから、中止命令を発出しなかった。
- ・県東部農林では、D工区についても中断している林地開発箇所の一つとの認識であり、同工区の担当者間において、特別問題がある箇所としての引き継ぎや、事業者への対応が行われた記録は残っていない。

【考察】

- ・市から県東部農林に事業承継に係る相談があった2019（R元）年10月まで、D工区を含む土地の新所有者である██████氏には、開発を再開する動きは見られなかったものの、それまでの間に██████氏から他者に所有権が移り、その者が開発を再開する可能性もあったことから、防災工事の未完了による災害の発生という最悪の事態を想定し、防災工事の先行実施等の許可条件を徹底させるには、中止命令を発出することで万全を期すことができたと考える。
 - ・D工区について特別問題のある箇所として引き継ぎ等が行われていなかったことについては、開発工事が中断していたことや同工区の自然緑化が進行していた状況からやむを得ないと思われる面はあるものの、県東部農林が実施を求めた防災工事が未完了なことは適正な状態ではないことから、問題のある箇所として引き継ぎを行うべきであったと考える。
- (5) 地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったか

【確認・判明した事実関係】

- ・2019（R元）年11月、██████氏の代理人から県東部農林に対し、事業承継等の手続の確認があり、2019年12月、県東部農林は、当該代理人に対し、地位承継に必要な書類及び今後の手続について回答した。

- ・2020（R2）年3月、■■■■氏から県東部農林に対し、林地開発行為地位承継届が提出された。
- ・2021（R3）年2月、県東部農林は■■■■氏に対し、今後の事業計画の確認に必要なD工区の現況図を作成するよう指示した。

【考察】

- ・■■■■氏の代理人が図面を持参の上、県東部農林に対し、地位承継や林地開発許可の変更に必要な手続き等の確認を行うなど、森林法に則り対応する姿勢を示していたこと、また、承継後、県東部農林と協議している段階において、現場に重機が搬入されていなかった事実を踏まえると、■■■■氏が必要な手続きを経ず、許可内容と異なる開発を行う可能性は低いと思われることから、中止命令を発出する必要はなかったと考える。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

（1）開発事業の中断に対する対応

〔逢初川土石流災害前からの取組を徹底〕

- ・林地開発許可にあたり、法面の崩壊や土砂の流出等の災害が発生しないよう、防災施設の先行を許可条件に付しているが、さらに、開発事業が途中で中断するおそれがある場合は、最低限必要な施設を確実に施工するよう事業者を指導する。
- ・開発事業が中断している箇所については、定期的に巡視等を行い、開発が進んでいないか、土砂の流出は見られないか等を確認するとともに、中断に至った経緯や現在の状況等について、後任への引継を組織で対応する。

〔逢初川土石流災害後の新たな取組〕

- ・デジタル技術を活用した測量機器を整備し、事業者を指導する際に、職員が自ら開発地の現況を簡易に把握できるようにした。
- ・開発事業が中断し、さらに事業者と連絡が取れなくなる等により今後の開発の意向が確認できない場合は、その後における占有者や所有者、新たな事業者による無秩序な開発を未然に防止するため、必ず中止命令を発出するようにする。

（2）最悪の事態を想定した対応

〔逢初川土石流災害前からの取組を徹底〕

- ・規定の面積以下で林地開発許可の対象とならない開発行為においても、開発範囲の無秩序な拡大や不適切な盛土等を未然に防止するため、「小規模林地開発に係る対応の手引き」を改正し、小規模林地開発調書による県と市町の情報共有の方法や、0.9haを超える（太陽光発電施設の設置の場合は0.45haを超える）開発行為においては、市町が行う現地調査に県が同行する規定等を定め、林地開発許可を所管する県と伐採造林届を所管する市町が、開発の初期から連携して対応することとしている。
- ・林地開発許可申請書の審査や開発中の事業者の指導等において、実際に事業者の指導等に当たる職員の技術力向上のため、県と権限移譲市の林地開発許可業務担当職員を対象に、林地開発許可制度の解説や許可申請書の審査の実習等を行う研修を年2回に拡充し実施している。あわせて、小規模林地開発においても、県と市町の円滑な連携のため、県及び市町職員向けの研修に「小規模林地開発に係る対応の手引き」の内容を盛り込んだ。

[逢初川土石流災害後の新たな取組]

- ・各農林事務所が抱えている懸案箇所について、本庁と農林事務所では対応状況の確認と共有、対応方針の検討等を行う「保安林・林地開発制度適正運用検討会議」を四半期ごとに開催するとともに、悪質な違法開発や、対応困難な事例の情報共有として「林地開発許可違反對事例集」等を作成した。
- ・市町が抱えている森林法に係る違反案件や懸案事項について、大きな問題となる前に迅速に対応するため、市町担当者がワンストップで県に相談や意見交換ができる「森林法よろず相談会」を、令和4年度から新たに開始した。年2回開催し、市町が所管している伐採造林届の手续や開発事業者への指導についてアドバイスをしている。

[今後対応する取組]

- ・盛土対策課と連携し、衛星写真の差分解析により抽出した森林が消失した箇所と、市町が受理した伐採造林届の箇所を突き合わせるシステムを整備し、違法な開発を早期に発見し、開発範囲が拡大する前に事業者に対して指導する体制を整える。

◎ 静岡県土採取等規制条例

1 土採取等規制条例の概要

(1) 目的（条例第1条）

都市計画法、森林法などの法令の対象とならない小規模な開発行為や建設工事の中には、防災上の配慮を怠ったため災害が生じたり、あるいは跡地を放置し環境破壊を招く事例がある。

このため、これらの行為に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取等を行う者に対し必要な規制をすることを目的として、「静岡県土採取等規制条例」が定められている。

(2) 規制の対象となる行為（2022年3月29日改正前）（条例第2条）

条例の規制対象となる行為は「切土、床堀その他の土地の掘さくを行う行為」と「埋土又は盛土をする行為」となっており、これらの行為により土を採取し他へ搬出する場合のほか、土地の形状を変更する行為を全て含む。

(3) 市町単独条例との関係（条例第14条第2項）

市町が、当該市町の区域内における土の採取等について、県条例の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行日以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、県条例の規定を適用しない。

<県条例の適用除外となる8市町の単独条例>

条 例 名	施 行 日
御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年4月1日
裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年4月1日
小山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年4月1日
富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成9年10月1日
函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成11年4月1日
沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成22年7月1日
富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成23年1月1日
三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成26年7月1日

(4) 罰則（条例第16～18条）

- ① 20万円以下の罰金—措置命令、停止命令違反
- ② 10万円以下の罰金—届出懈怠、虚偽届出、跡地に係る措置命令違反
- ③ 3万円以下の罰金—変更届出懈怠、虚偽変更届出、標識設置懈怠、報告徴収懈怠、虚偽報告立入検査拒否等

2 条例の一部改正等に関する事実関係

1976. 4. 1 静岡県土採取等規制条例が施行される (tsu001)

(S51) 条例制定の背景・経緯

- ・砂利採取法等の法令の対象とならない土の採取が増加しており、これらは、市街地周辺の里山地域で行われる場合が多く、長期にわたるため、災害の発生や環境の破壊を招く場合が少なくなく、市町村など関係方面から強く規制の要望がされてきたことから、土の採取及び盛土、埋土等を対象とする土の採取等の規制条例を制定した
- ・土の採取等が極めて日常的な行為であることから、届け出制とした

1992. 5. 1 静岡県土採取等規制条例の一部改正が施行される (罰金の額の変更)

(H4) (tsu002)

- ・措置命令、停止命令違反(第16条) 10万円→20万円
- ・無届、跡地の措置命令違反(第17条) 5万円→10万円
- ・虚偽の届出、標識の掲示義務違反、報告義務違反、立入検査の妨害等(第18条) 1万円→3万円

1996. 7. 4 平成8年6月県議会一般質問 (込山正秀県議：御殿場小山) (tsu003)

(H8) 質問内容

- ・神奈川県から北駿地方への建設残土の搬入を規制するため、土採取等規制条例を見直し、指導を強めるべきではないか

部長答弁内容

- ・神奈川・山梨両県では、県境の12市町村で県条例よりも厳しい独自条例を制定し、北駿地域の市町でも隣県の市町村と同レベルの条例の制定作業を進めている。残土が搬入される地域が限られるため、市町による条例制定を積極的に指導していく

1997. 4. 1 静岡県土採取等規制条例の一部改正が施行される (適用除外規定の追加) (tsu004)

(H9) 条例改正の経緯

- ・東部の一部市町で悪質な盛土等の行為が増加したこと

改正内容

- ・市町村が地域の特殊事情による盛土等の行為を規制するため、県条例に比べて強い規制を行う条例を制定・施行した場合は、県条例の適用を除外する旨の規定を追加

1997. 7. 23 平成9年6月県議会一般質問 (秋鹿博県議：富士宮市) (tsu005)

質問内容

- ・富士山麓への土の不法投棄拡大のおそれがあるため、県条例の厳格化、または、市町村全体を指導していくことが必要ではないか

部長答弁内容

- ・規制強化も検討したが、土の採取等は強い規制になじまず、強い規制を行う場合、適正に土採取等を行っている者にも一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定する必要があること、地域の課題は市町村が自ら解決することがふさわしいとの判断から、市町村が許可制、罰則の強化など独自の条例を定められるよう、県条例に適用除外規定を設け対応した

1999. 10. 1 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」が施行される (tsu006)
(H11) ・神奈川県では、事業者・土地所有者に対する規制強化や適切な土砂埋立行為の遂行の確保を目的として、条例を制定・施行した

規制内容

- ・500 m³以上の土砂の搬出は、知事への届出
- ・2,000 m³以上の土砂埋立行為は知事の許可
- ・違反者は、最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2001. 4. 1 静岡県土採取等規制条例の一部改正条例が施行される (tsu007)
(H13) ・土の採取等に係る届出をした者の地位の承継ができる場合として、法人の分割の場合を加える（商法の改正に伴う「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の中で改正）

2007. 3. 20 静岡県土採取等規制条例の一部改正が施行される (tsu008)
(H19) ・市町村合併に伴い村が廃止されたことによる改正

2008. 1. 1 「山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例」が施行される (tsu009)
(H20)

規制内容

- ・3,000 m³以上の土砂埋立行為は知事の許可
- ・違反者は、最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2020. 10. 21 関東知事会において国への法整備の要望が決議される (tsu010)
(R2)

要望の内容

- ・全国知事会・関東知事会を通じ、国に対して、土砂等の適正管理のための法制度の整備（土砂搬入・埋立て等の許可制、国民生活の安全を確保できる許可基準を定めること等）を要望

2021. 1. 29 大阪府主催の「残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議」
(R3) に参加する (tsu011)

内容

- ・土砂等の不適正な埋立てへの対応事例(茨城県)、土砂等の埋立て等による災害発生の防止に関する条例の制定(佐賀県)、土砂問題に係るアンケート調査結果など、参加各県で情報共有を行う大阪府主催の会議に、静岡県がオブザーバーとして参加

2021. 6. 29 「静岡県土採取等行為における不適正処理防止連絡会議」を開催する
(tsu012)

内容

- ・ 県市町が、土砂の不法投棄や不適正処理を防止するため連携して対応する連絡会議を設置
- ・ 県土採取等規制条例のあり方についての検討ほか

2022. 3. 29 静岡県土採取等規制条例の一部改正 (tsu013)

(R4)

内容

- ・ 静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に伴う改正
- ・ 「静岡県盛土等の規制に関する条例」の施行に伴い、埋土又は盛土をする行為に係る規定を削除

【特別委員会提言の概要】

- ・ もっと早期に条例の見直しを行うべきではなかったのか。条例による規制効果の検証や改正の必要性の判断も含め、適切な対応が行われていたか検証すべきである。

【論点】

- (1) 県議会において、土採取等規制条例による規制の強化等に関する質問がされた時期における県条例の改正に関する考え方は適切であったか。
- (2) 神奈川県、山梨県で県条例による規制が強化された際の対応は適切であったか。

3 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 県議会において、土採取等規制条例による規制の強化等に関する質問がされた時期における県条例の改正に関する考え方は適切であったか。

【確認・判明した事実関係】

- ・1996年(平成8年)6月県議会において、県は「神奈川県から北駿地域への建設残土の搬入を規制するための県(土採取等規制)条例(以下「県条例」という。)の見直し」についての質問に対し、「神奈川・山梨両県では、県境の12市町村で県条例よりも厳しい独自条例を制定している状況」、「北駿地域の2市1町でも両県の市町村と同レベルの条例の制定作業を進めている状況」及び「本県では残土が搬入される地域に限られる状況」を踏まえ、「市町による条例制定を積極的に指導していく」との方針を示した。
- ・1997年4月には、「問題となっている悪質な土砂の搬入・埋立てが2市1町に限られるので、このような地域の特殊事情に係る規制は市町村の独自条例に委ね、この場合に県条例との抵触の疑義を生じることのないよう」との考えにより、県内市町村が県条例よりも厳しい規制を内容とする条例を定めている場合、当該市町村においては県条例を適用除外とする改正を行った。
- ・1997年(平成9年)6月県議会において、県は、「富士山麓への土の不法投棄拡大のおそれに伴う県条例の規制強化等」についての質問に対し、「土の採取等(盛り土を含む)は、(日常的な経済活動と捉えているため)強い規制になじまないこと」、「仮に(県内一律に)強い規制を行う場合には、適正に土採取等を行っている者にも、一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定する必要があること」、「地域の課題は、市町村が自ら解決することがふさわしいとの判断したこと」を踏まえ、「(県条例による規制強化でなく)市町村が独自条例を制定できるよう県条例の適用除外規定を設ける対応とした」との考えを示した。

【考察】

- ・本県では、制度改正の検討等に当たり、隣接県等における同種の制度の状況を踏まえることは一般的である。このことから、県条例による規制の見直しについて、隣接する神奈川・山梨両県の12市町村における独自条例の制定状況や、北駿地域2市1町における独自条例の制定作業の状況等を踏まえ、県条例に適用除外の規定を設ける改正を行ったことは、適切な対応であったと考える。
- ・一方で、「建設残土が搬入される地域に限られること」、「強い規制を行う場合には、適正に土の採取等を行っている者にまで、一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定すべきであること」、「地域の課題は、地元市町村が自ら解決するのがふさわしい」との県の考え方については、次の3点の視点もあったと考える。

- ・ 1つ目は、地域を限定して規制を強化することにより、県内の規制の緩い地域への建設残土の搬入を誘引する可能性も否定できないことから、県下一律での規制を検討する余地もあったと思われる。
- ・ 2つ目は、「強い規制を行う場合には、適正に土の採取等を行っている者にまで、一律に過重な負担を強いることになるため地域を限定すべきである」との考えであるが、確かに県条例は「届出制」であったが、「土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、土砂の流出、崩壊等による災害を防止するための措置命令を行える」ものであったこと、さらに、措置命令に従わない場合は、「届出に係る土の採取等の全部又は一部の停止命令」を行い得るもので、許可制に近い側面もあったと思われることから、仮に許可制にしたとしても過重な負担となったかについては、一考の余地がある。
- ・ 3つ目は、「地域の課題は、地元市町村が自ら解決するのがふさわしい」との考えであるが、これは、「建設残土が搬入される事案への対応は県の問題ではない」と同義と思われる。しかしながら、地域を限定した規制の強化により、県内の規制の緩い地域への建設残土の搬入を誘引する可能性があること等を踏まえると、県の問題として考える余地もあったと考える。
- ・ なお、県条例は「届出制」であったものの、「当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができること」、また、当該命令に従わない場合には、行政代執行法による代執行を行い得ることから、県条例の規制力は弱いということにはなかったと考える。被災者支援特別委員会・第6回委員会において、関東学院大学法学部長・出石教授も同様の趣旨の**見解***を示されている。
- ・ また、悪質な事案に対し、県条例に基づく措置命令等を行うことにより、都市計画法など他法令による許可等の手続において、当該命令等を受けていることを理由に「不許可」等の取り扱いとする可能性もあったと考えられるため、代執行まで見据え、県条例の措置命令等の規定の積極的な適用を検討すべきであったと考える。

※【関東学院大学法学部長・出石教授の見解（抜粋）】

条例について、規制が弱いとの主張がされているが、疑問ではない。罰則はそうかもしれないが、そもそも条例6条の措置命令は代替的作為義務といって、そのとき代執行ができる。代執行というのは、まさに実力行使で、要は元に戻せる。それと同じことが当時できた。こんな強制力あるものはない。届出だからできないということではない。

(2) 神奈川県、山梨県で県条例による規制が強化された際の対応は適切であったか。

【確認・判明した事実関係】

- ・ 神奈川県は、1999(H11)年10月に「2,000 m²以上の土砂埋立行為を許可制」とする条例を、山梨県は、2008(H20)1月に「3,000 m²以上の土砂埋立行為を許可制」とする条例を施行（いずれの条例も罰則は、地方自治法上の上限である「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」を規定）した(※)
 - ※ 当時、本県が両県における規制強化の事実を認知していたかは不明
- ・ 県内市町においては、1999年10月から2014(H26)年7月までの間に、富士宮市、函南町、沼津市、富士市、三島市が独自条例を制定・施行した。
- ・ 2009(H21)年11月、県土地対策室と熱海市との「逢初川源頭部の盛土」への対応の協議において、同室は「県土採取等規制条例の規制が弱いため、河川法又は森林法による対応が効果的と思われる」との認識を示していた。(D145)
- ・ 2020(R2)年には、関東地方知事会が「土砂搬入・埋立て等の許可制」など、土砂等の適正管理のための法制度の整備を国に要望(静岡、神奈川、山梨とも本要望に賛同)した。

【考察】

- ・ 神奈川県において規制を強化した条例が施行された時期と、県議会において「本県への建設残土の搬入問題」が指摘された時期は近接している。また、この時期には、北駿地域2市1町に加え、富士宮市、函南町でも独自条例が施行されるなど、県内で建設残土が搬入される地域が拡大していたことが窺える。これらを踏まえると、この時期に神奈川県の条例改正の状況を把握していれば、県条例の規制強化を検討する余地があったと考える。
- ・ 山梨県においてが規制を強化した条例が施行された時期は、熱海市が逢初川源頭部における盛土行為に対し、県条例に基づく是正指導を行っていた時期と重なる。また、この時期に近接して、沼津市、富士市においても独自条例が施行されるなど、本県で建設残土が搬入される地域が更に拡大していたことが窺える。これらを踏まえると、この時期に山梨県の状況を把握していれば、県条例の規制強化を検討する余地があったと考える。
- ・ さらに、2009(H21)年11月に、県土地対策室が「県土採取等規制条例の規制が弱いため、河川法又は森林法による対応が効果的と思われる」との認識を示していたことを踏まえると、悪質な事業者と対峙するために、罰則の強化や、許可制への移行等の必要性を認識し、県条例の規制強化を検討する余地があったのではないかと考える。

- ・2020(R2)年の関東地方知事会の「土砂等の適正管理のための法制度の整備」に関する要望に本県が賛同していたことを踏まえると、この時期には本県は、「全国一律の土砂等の適正管理のため規制」の必要性を認識していたと思われる。また、この要望には、神奈川・山梨両県も賛同していることから、この時点では本県は、両県の規制の状況を把握していたと思われる。これらを踏まえると、全国一律の規制が実現するまでの間の対応として、県内一律の規制強化を検討する余地があったと考える。

4 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

- ・本県における盛土行為に対する規制を強化した新たな「**静岡県盛土等の規制に関する条例**」を2022(R4)年7月に施行しており、また、2025(R7)年5月までには、本県において、「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」が適用される見込みである。このことから、法令上は、県内一律で盛土行為に対する規制の強化が図られることとなる。
- ・**これら法令**を十分に機能させるためには、現場において、適切に運用する**必要があるが**、本県では、**静岡県盛土等の規制に関する条例**の施行に伴い、「規制強化」と「監視強化・効率化」を両輪として、不適切盛土の防止を図っている。具体的には次のとおりである。
 - 静岡県盛土等の規制に関する条例の施行に合わせ、市町に移譲していた静岡県土採取等規制条例に係る権限を県に引き上げ、県盛土対策課が一元的に盛土対策を所管することとし、対応の統一化・迅速化を図った。
 - 県盛土対策課の職員が計画的に盛土の監視を行い、不適切な盛土の発生防止、是正を図るため、出先機関の約240人の職員を兼務職員とし、県内の不適切盛土を定期的に巡回監視する体制を整備した。
 - 通報制度「盛り土110番」を設置し、県民などから幅広く不適切な盛土の情報を得て、通報のあった盛土への迅速な対応を図った。
 - 既存の不適切盛土について、盛土の変状、災害防止措置の有無、保全対象との離隔などを客観的に評価し、対応の緊急性の判断を行い、盛土緊急対策事業（国庫補助事業）による安全性把握調査や応急対策等を行った。
- ・併せて、県・市町・警察が横断的に情報共有し連携を図るため、静岡県盛土等対策会議を設置するとともに、その下部組織として現場レベルの地域部会を各地に設置し、違法な盛土等に関する事案に対して、初期段階から情報を共有して指導方針を策定し、課題解決を図っている。

- ・ 今後、盛土規制法の規制が開始し、全国一律で規制が強化されるが、引き続き、関係機関と連携し、監視の強化・効率化を図っていく。

◎ 土砂災害防止法

R5.12.27 砂防課 案

赤字:第23回委員会(12/20)からの修正箇所

1 逢初川流域における土砂災害警戒区域等の概要

- 本法に基づく指定の範囲は逢初川の下流域で、土石流が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地を土砂災害警戒区域等に指定している。
- 本法は土砂災害の被害を受ける区域に着目した法律であるため、土砂が生産される範囲は法指定の対象とならない。

再検証の対象となる土砂災害警戒区域の位置



2 土砂災害警戒区域等の指定に関する制度の概要

- 本法は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域※1を明らかにし、警戒避難体制の整備※2を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域において一定の開発行為の制限等を行うものである。(法第1条)

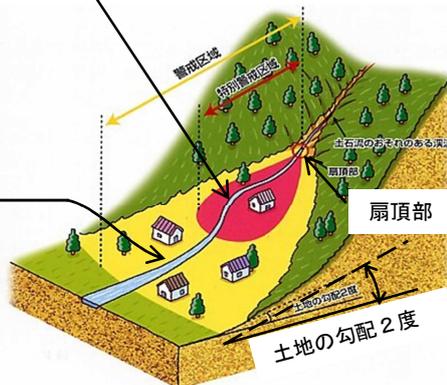
※1 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について

土砂災害警戒区域
(以下、「警戒区域」とする。)

扇頂部(土石流が扇状地形に流入する地点)から下流で土地の勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域
(以下、「特別警戒区域」とする。)

土砂災害警戒区域のうち、想定される土石流の力と通常の建築物が土石流に対して住民等の生命・身体に著しい危害が生ずることなく耐える力を比較し、土石流の力が上回る区域



※2 警戒避難体制の整備

市町は、自らの地域防災計画へ、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集・伝達、警報等の発令・伝達、避難場所や避難経路、土砂災害に係る避難訓練の実施、避難が必要な要配慮者利用施設の名称等を定め、これらを記載した印刷物の配布等により住民に周知すること。

- ・本法で規定する「土砂災害」とは、自然現象として発生するものを想定しており、土石流の場合は、山腹の表層崩壊によって生じた土石等及び溪流に存する（堆積する）土石等を対象としている。（法第2条※3、逐条解説※4、土砂災害防止対策基本指針※5）

※3 土砂災害防止法

第2条（定義）

この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛たん水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

※4 土砂災害防止法令の解説

第2条解説

I 土砂災害の定義

（前略）

本法で対象とする「急傾斜地の崩壊」、「土石流」及び「地滑り」については、既存の砂防三法により、土砂災害防止のための事業の推進等に努めてきている。その成果としての災害の実態データ等の蓄積により、これらの自然現象に起因する「土砂災害」が生ずるおそれがあると認められる土地の区域等の設定が可能となる科学的知見が得られ、本法の制定が可能となったものである。

（後略）

II 自然現象に限定していること

いわゆる人工斜面であっても、急傾斜地の崩壊等が自然現象として発生した場合には本法の対象に含まれるが、例えば建設工事における人為的な崩壊等のように原因自体が自然現象と言えないものについては、地形条件が急傾斜地に合致していたとしても本法の対象外となる。

IV 土石流の定義

土石流は、長雨や集中豪雨等により、山腹斜面が崩壊して生じた土石等や山間の溪流に存在する土石等が水と一体となって移動する現象である。

土石流は、一般に、溪流周辺の山腹斜面の表層崩壊に起因した土石等が土石流となるタイプのもの、山腹の深層崩壊により土石等が流動化し、土石流となるタイプのものに区分される。後者のタイプの土石流は、発生頻度が極めて少なく、現在の科学的知見では、崩壊範囲、土石等の量及び流下速度等を必ずしも予見できない。国民の生命及び身体を土砂災害から保護することを目的としている本法においては、山腹の表層崩壊によって生じた土石等及び溪流に存する土石等が土石流化するタイプのものに限定している。このことは、急傾斜地の崩壊と同様、法第7条及び法第9条の規定において「おそれがあると認められる」を表現しているところから導かれるものである。

なお、本条でいう「土石等」の「等」とは、礫、砂、木片など水と一体となって流下する「土石」以外のものを広く指している。

※5 土砂災害防止対策基本指針

三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

(前略)また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定にあたっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

・本法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る手続きは以下のとおりである。

指定手続き		内 容
①	基礎調査の実施※6 (法第4条)	土石流のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等を調査し、土砂災害警戒区域等を設定
②	基礎調査結果の通知 (法第4条)	基礎調査結果を市町村長へ通知(2015年1月の法改正以後は調査結果も公表)
③	市町長への意見聴取 (法第7条、第9条)	知事は区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴取
④	区域の指定・公示等 (法第7条、第9条)	知事は区域を指定するときは、指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するとともに関係市町長への公示図書を送付、市町長は公示図書を縦覧(特別警戒区域の場合)

※6 基礎調査の項目

(静岡県基礎調査マニュアル共通編、土石流編より抜粋)

- ・ 区域設定のための調査
 - 地形、地質、対策施設の状況、過去の災害実績等の調査
- ・ 危害のおそれのある土地の設定
 - 土石流による土石等の量、土石流の流下する幅、土石流の力の大きさ等を算出し、警戒区域及び特別警戒区域の範囲を設定

- ・ 危害のおそれのある土地の調査
土地利用状況、人家や公共施設等の状況、警戒避難体制の状況、関係法令の指定状況、開発動向等の調査

- ・ 指定区域内における主な義務等は以下のとおりである。

項目	内容
① 警戒避難体制の整備 (法第8条)	市町は、地域防災計画に土砂災害に対する警戒避難に関する事項※7を定め、住民等へ周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）を配布しなければならない。
② 要配慮者利用施設管理者の避難確保計画作成、訓練の実施 (法第8条の2)	市町の地域防災計画に位置付けられた警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、土砂災害から利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置等に関する計画を作成し、訓練を行わなければならない。
③ 特定開発行為の制限 (法第10条)	特別警戒区域内で分譲住宅や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は知事の許可を受けなければならない。
④ 宅地建物取引における説明 (宅地建物取引業法第35条)	警戒区域内の宅地又は建物の売買や賃借等に係る取引において、当該宅地、建物が区域指定されていることを説明しなければならない。

※7 警戒避難に関する事項

- ・ 土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項
- ・ 土砂災害に関する予報・警報の発令及び伝達に関する事項
- ・ 避難施設や避難場所及び避難路や避難経路に関する事項
- ・ 市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・ 警戒区域内で円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ・ 救助に関する事項
- ・ その他、土砂災害の防止のために必要な警戒や避難の体制に関する事項

- ・ 土砂災害警戒区域の指定の運用に関する法令等については以下のとおり。

2000. 5. 8 土砂災害防止法※の制定
(H12)

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2001. 4. 8 土砂災害防止法の施行
(H13)

2001. 7. 9 土砂災害防止対策基本指針（以下、「国指針」という。）の告示

内容（抜粋）

一 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

3 その他基本的事項（抜粋）

（前略）法の施行に当たっては、国民の生命及び身体の保護に万全を期するとともに、その運用が適正かつ公平であること。

また、対策を講ずるに当たっては、その手続きの透明性、検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1（前略）計画的な基礎調査の実施に当たっては、土砂災害が発生するおそれのある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。（後略）

三 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

（前略）土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合には、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、開発の進展の見込み等を勘案して、逐次土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。（後略）

3 土砂災害警戒区域等の指定に係る事実関係の整理

（1）本県における土砂災害警戒区域等の指定に係る運用体制の構築

本県では区域指定に先立ち、国基本指針に基づき、適正かつ公平に法の運用を図るため、以下のとおり検討体制を確立し、計画、手引き等を作成した。

（本法と県の運用体制の関係は※1のとおり）

2002. 9. 20 県砂防課が静岡県土砂災害防止法指定検討委員会（以下、「県検討委員会」とする。）第1回委員会を開催し、指定の優先順位等について検討を始める（dos001）

県検討委員会の目的

- ・適正かつ公平な法の運用、手続きの透明性、検討体制の専門性等を図るため専門家等の意見を聴取

検討項目

- ・指定の優先順位
- ・基礎調査マニュアル及び特定開発行為の許可基準等に関する技術的事項
- ・指定の公示及び管理方法や指定手続方法等の運用に関する事項

2003. 11. 26 県砂防課が土砂災害警戒区域等指定の手引き等（以下、「県実務関係手引き等」とする。）を策定し、土木事務所職員等へ説明する（dos004）

内容

- ・土砂災害防止法の運用に係る県独自の各種手引きを策定し、土木事務所や市町の担当者向けの説明会を開催する。

策定した県実務関係手引き等の種類

- ・基礎調査マニュアル
- ・指定の手引き、
- ・特定開発行為等の手引き
- ・警戒避難体制ガイドライン

2004. 2. 12 県砂防課が静岡県土砂災害防止法指定検討委員会第5回委員会を
(H16) 開催し、自主防災会単位で調査・指定を進めることについて報告する (dos002)

内容

- ・基本計画に基づいた指定を円滑に進めるため、優先度の高い危険箇所が多い自主防災会単位で実施計画を策定することについて報告

実施計画策定の経緯

- ・県基本計画では、同一の優先度となる危険箇所が相当数にのぼる場合、土砂災害の危険性が高い箇所や住宅の新規立地が高い箇所を絞り込むことが困難であるため、基本計画に基づいた指定を円滑に進めるための具体的な実施計画をまとめる必要がある。

実施計画の策定単位

- ・危険箇所単位で指定を進めるよりも、自主防災会単位で指定を進める方が、地元住民に同時期に一括して説明できる点、指定後の警戒避難体制整備において既存の組織（自主防災組織）を活用しやすい点、対象箇所が近接しており調査が効率的である（早期完了が見込める）点から、自主防災会単位で実施計画を策定する。

実施計画策定の方法

- ・自主防災会の選定は、自主防災会内の危険箇所について個別に土砂災害の危険性、住宅の新規立地の観点から評価する。
- ・市町と協議の上、優先度が高い危険箇所を多く有する自主防災会から指定を優先する計画を策定する。

2004. 4. 13 県砂防課が国の土砂災害対策基本指針に基づき「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」（以下、「県基本計画」という。）を策定する (dos005)

基本計画の内容

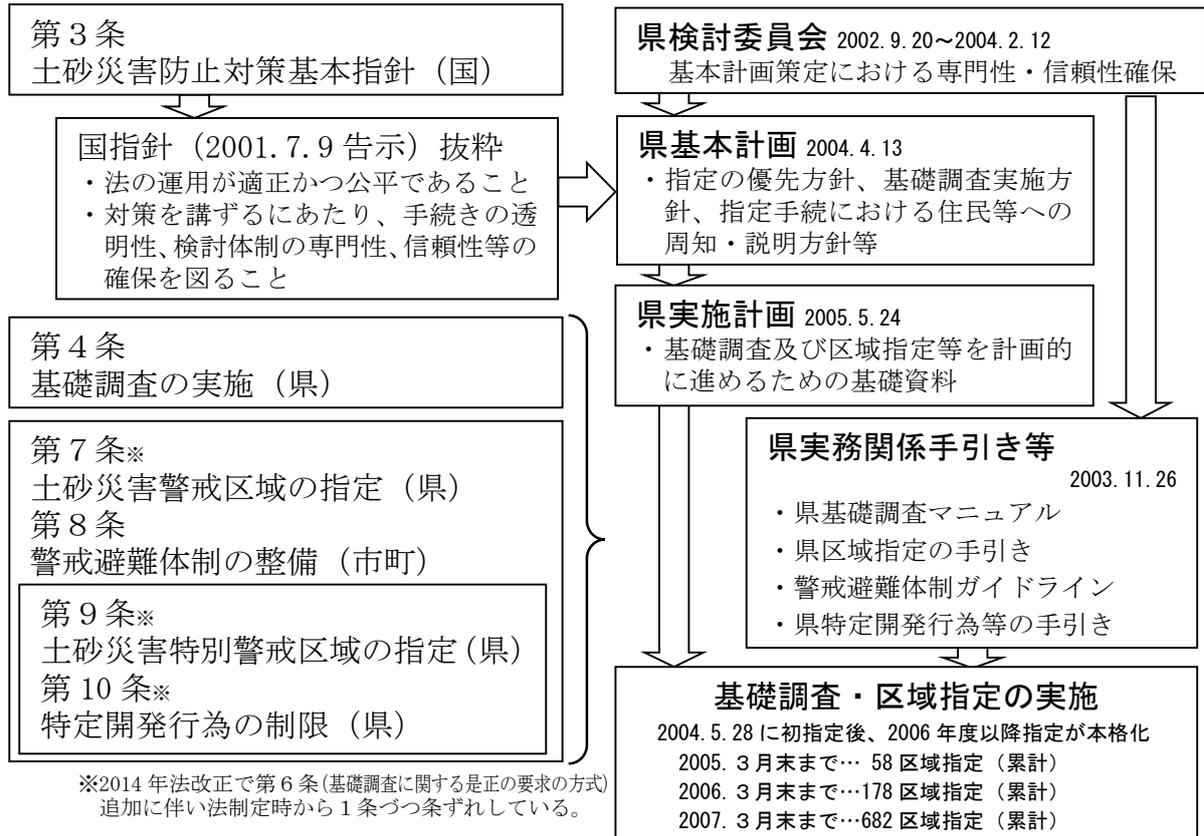
- ・国指針に基づき、指定の優先方針、基礎調査実施方針、指定手続における住民等への周知・説明方針を県検討委員会の意見・助言を踏まえて策定（詳細は下記※2のとおり）

2005. 2. 24 県砂防課が県基本計画を基に、県及び関係市町村が基礎調査、区域
(H17) 指定、警戒避難体制等の準備・調整等を進めるための「静岡県土砂災害防止法指定実施計画」（以下、「県実施計画」という。）を策定する (dos006)

実施計画の内容

- ・ 県基本計画に基づき、土砂災害の危険性や住宅の新規立地の可能性などを危険箇所毎に評価
- ・ 同一自主防災会内の危険箇所を一括して調査することを基本に、優先度の高い危険箇所の多寡で自主防災会毎の優先度を評価
- ・ 2011年度までに、自主防災会単位で約 15,000 か所の調査を実施する計画

※1 本法と本県の運用体制の関係は以下のとおり



※2 本県の区域指定は以下のとおり行うものとしている。

基本 計 画	<p>○優先方針 「開発の進展の見込み」、「過去の土砂災害の実態」、「居室を有する建築物の多寡」の3点を踏まえて地域及び箇所を選定</p> <p>○優先方法</p> <p>イ. 地域による優先区分（開発の進展の見込みの観点から区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1優先区域…市街化区域、非線引き都市計画区域 ・第2優先区域…市街化調整区域 ・第3優先区域…都市計画区域外 <p>※同一優先区域内は、住宅の新規立地が著しい市町を優先</p> <p>ロ. 個別の優先区分（土砂災害の実態、建築物の多寡の観点から区分）</p> <p>同一の優先区域かつ同一市町内のうち、土砂災害の危険性の高い箇所、住宅の新規立地が予想される箇所を優先</p> <p>ハ. 上記とは別に優先できる箇所</p> <p>優先区分が下位であっても、以下の箇所については規模や危険性を勘案して、関係市町と協議の上、優先することが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生箇所ですぐ早急な対策が必要な箇所 ・要配慮者関連施設を含む箇所 ・早急に開発を抑制すべき箇所等で市町長が必要と認める箇所 ・行政界をまたぐ危険箇所ですぐ早急な対策が必要な箇所
実施 計 画	<p>実施計画は「個別の優先区分」に準じて優先度の高い危険箇所が多い自主防災会から優先的に基礎調査・指定を進める</p>

指定手続における住民等への周知・説明方針は以下のとおり

5. 指定手続における住民等への周知・説明方針

基礎調査・指定を進める過程において、公平かつ透明性のある手続を行うために、対象住民への周知・説明方法について、指定検討委員会における意見等を踏まえ、県の統一的な方針となるべき事項をとりまとめた。

(1) 土砂災害防止法に関する一般的な周知・啓発

- ・県及び市町村は、法の概要及び指定対象箇所となる土砂災害危険箇所の周知に努める。
- ・土砂災害特別警戒区域内では特定開発行為許可申請等が伴うため、地域住民のみではなく、開発関連業者等に対しても広く周知を行うものとした。

(2) 基礎調査（現地調査）着手前の住民説明

- ・法では、調査にあたって他人の占有する土地に立ち入ろうとするものは、あらかじめその旨を占有者に通知し、立ち入りの際に、その旨を告げることを定めているため（法第5条）、基礎調査の着手前に、関係する住民等に対して調査の理由及び方法、区域指定等の説明を行うものとした。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定前の住民説明

- ・法では、指定に関する住民等への説明について定めていないが、調査の透明性を確保するため、関係住民等に対して対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うものとした。
- ・指定に対する関係住民等の理解を得るよう努めるため、説明は必要に応じて複数回実施するものとした。

(2) 当該地区の区域指定に係る事実関係

2005. 2. 24 県砂防課が県基本計画を基に、県及び関係市町村が基礎調査、区域
(H17) 指定、警戒避難体制等の準備・調整等を進めるための県実施計画を
策定する (dos006)

熱海市の実施計画

- ・熱海市内の土石流の対象箇所は 98 渓流あり、2008 年度までに基礎調査を実施する計画、うち、伊豆山地区は 2008 年度までに全 7 渓流を実施する計画
- ・県基本計画における熱海市の優先度は、第 1 優先区域の第 2 優先市町村群
- ・土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊を含めた熱海市内の危険箇所は 266 箇所
- ・伊豆山地区の計画は以下のとおり

自主防災会	基礎調査 実施年度	対象箇所数 (土石流・地すべり・急傾斜)	うち土石流
伊豆山浜町	2001-2008 (H13-H20)	8	奥鳴沢
仲道町	2001-2008 (H13-H20)	11	逢初川、寺山沢、吾妻沢、 伊豆山沢
岸谷町	2007-2008 (H19-H20)	6	猪洞川
七尾・七尾団地町	2002-2005 (H14-H17)	4	鳴沢
稲村町	2008 (H20)	2	なし

2005 年度 県熱海土木が伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(dos008)

熱海市内の調査箇所 (土石流)

- ・下多賀、熱海、網代、西山町、伊豆山の地区で 23 渓流を実施
- ・うち伊豆山地区は、逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢の 4 渓流を実施 (太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する渓流)

逢初川の基礎調査区域調書 (dos009) の内容

- ・調査時 (2005. 12. 8) には上流部の土地改変行為なし
- ・既設堰堤上流区間に堆積している土砂 2, 129 m³に対して既設堰堤の効果量は 4, 200 m³あることから、既設堰堤上流の土砂は全て捕捉可能。
- ・既設堰堤下流からの土砂 943 m³ (1, 000 m³に切り上げ) に対する土砂災害警戒区域等を設定。

2006 年度 県熱海土木が伊豆山地区以外の土石流危険渓流の基礎調査を実施す
(H18) る (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・上多賀地区のみ 2 渓流を実施

2007 年度 県熱海土木が伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(H19) (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・伊豆山、網代地区で 2 渓流を実施
- ・うち伊豆山地区は、奥鳴沢の 1 渓流を実施

2008 年度 県熱海土木が伊豆山地区以外の土石流危険渓流の基礎調査を実施す
(H20) る (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・紅葉ガ丘町、上多賀、泉、熱海、梅花町の地区で 13 渓流を実施

2009 年度 県熱海土木が神奈川県小田原土木事務所から相談を受け、県境を接
(H21) する泉地区の調査を優先するよう計画を変更する（聴き取り調査による）

聴き取り調査で判明した計画変更の経緯

- ・神奈川県から、県境を接する地域（神奈川県湯河原町と熱海市泉地区）について、基礎調査や区域指定の関係者（居住者や土地所有者）が重複する箇所が多いため同時期に調査・指定を進めたいと打診される。（相談時期は不明）
- ・神奈川県からの打診を受けて、泉地区の調査を優先するよう計画を変更する。

2009 年度 県熱海土木が伊豆山地区以外の土石流危険渓流の基礎調査を実施す
(H21) る (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・泉地区のみ 26 渓流を実施

2010 年度 土石流危険渓流の基礎調査の実績なし (dos008)
(H22)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・土石流は未調査（急傾斜地の崩壊は泉地区のみ 18 箇所を実施）

2011. 3. 29 県砂防課が伊豆山地区以外で土石流の土砂災害警戒区域、特別警戒
(H23) 区域を指定する (dos008)

熱海市内の指定区域（土石流）

- ・泉地区のみ 21 渓流を指定

2011 年度 県熱海土木が伊豆山地区の土石流危険渓流の基礎調査を実施する
(H23) (dos008)

熱海市内の調査箇所（土石流）

- ・伊豆山、熱海地区の7溪流を実施
- ・うち伊豆山地区は、鳴沢、猪洞沢の2溪流を実施
(太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流)

2012. 2. 5 県熱海土木が伊豆山地区の土石流の土砂災害警戒区域、特別警戒区域となる土地の所有者、居住者を対象に区域指定に関する地元説明会を開催する (2012. 1. 20 付け地元説明会開催通知 (dos008) より類推)

説明会開催通知の内容

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域となる土地の所有者及び居住者を対象に説明会の開催を通知 (同日に4回説明会を開催)
- ・説明会開催通知には案内文のほか、指定範囲を明示した図面及び土砂災害防止法のパンフレットを同封

2012. 2. 29 県砂防課が伊豆山地区の土石流の土砂災害警戒区域等の指定にあたり、熱海市長へ意見照会する (dos011)

内容

- ・土砂災害防止法第7条第3項 (当時は第6条第1項) 及び第9条第3項 (当時は第8条第1項) の規定に基づく市町長への意見照会

2012. 3. 15 熱海市が県からの意見照会に回答する (dos012)

内容

- ・逢初川を含め、2012. 2. 29 付意見照会の箇所について、特に意見なしと回答

2012. 3. 30 県砂防課が伊豆山地区の土石流の土砂災害警戒区域、特別警戒区域を指定する (dos013, dos014)

内容

- ・逢初川を含む伊豆山地区の土石流について以下のとおり7区域を指定

土砂災害警戒区域 7区域	逢初川、寺山沢、吾妻沢、猪洞沢、 奥鳴沢、鳴沢、伊豆山沢
土砂災害特別警戒区域 4区域	逢初川、吾妻沢、奥鳴沢、鳴沢

2013. 3月 熱海市が地域防災計画を更新し、土砂災害防止法 (以下「法」という) に基づく警戒 避難体制に関する事項を規定する (H25)

2016. 3月 熱海市が法に基づき土砂災害ハザードマップを作成・公表し、全戸配布する (熱海市危機管理課に事実を確認) (H28)

確認した内容

- ・土砂災害防止法第8条第3項に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布
- ・2020(R2).3月に改訂版(時点更新)作成し、2020.5月に全戸配布

2016. 6. 5 県熱海土木・熱海市が土砂災害防災訓練(伊豆山地区)を実施する
(平成28年度「土砂災害・全国防災訓練」の実施結果(dos015)により事実を確認)

実施結果に記載された訓練内容

- ・住民避難、土砂災害に関する講話、緊急速報メールの配信等を実施、83人参加

2019. 6. 2 県熱海土木・熱海市が土砂災害防災訓練(伊豆山地区)を実施する
(R1) (令和元年度「土砂災害・全国防災訓練」の実施結果(dos015)により事実を確認)

実施結果に記載された訓練内容

- ・住民避難、情報伝達、要配慮者受け入れ訓練等を実施、115人参加

(3) 事実関係を補足する聴き取り調査結果

- ・基礎調査の実施から指定までに要した期間の経緯及び住民への周知内容を確認できる公文書が存在していないため、当時の土木事務所担当職員から聴き取りを行い、以下の状況であったことを確認した。

土砂災害防止法担当者(2003~2013年度)への聴き取り結果

【基礎調査の実施から指定までに要した期間の経緯】

- ・伊豆山地区における基礎調査から区域指定にまでに時間を要したことについて、個別の問題等は確認されなかった。
- ・熱海土木事務所管内における全般的な課題として、別荘など県外在住の土地所有者が多いことから、基礎調査において土地の立ち入りに時間を要していた点や、区域指定に係る地元説明において「指定されることで地価が下がる」など指定への理解が進まず、当初の実施計画よりも遅れが生じていた。
- ・当該地域の地形的特徴として、急勾配の土地が山地から海岸まで続くため、土石流の土砂災害警戒区域の指定要件である土地の勾配2度以上の地域が海岸付近まで達して区域が下流まで広がり他の区域とも重複しやすく、どのように指定を進めていくか課題を持っていた。
- ・このため、指定を効率的に進めるよう、自主防災会単位よりも広範な地域を一括して指定しようとしていた。
- ・2009年度に神奈川県から、県境を接する地域(湯河原町と熱海市泉地区)では基礎調査や区域指定の関係者(居住者や土地所有者)が重複する箇所が多いため歩調を合わせて実施したい旨の相談を受け、2009年度から2010年度にかけて泉地区の基礎調査及び区域指定を優先して行った。

【住民への周知】

- ・区域指定に係る説明会は、土木事務所企画検査課や工事課の指定担当者のほ

か、土木事務所建築担当者、市危機管理部門の担当者、基礎調査受託業者が参加し、基礎調査結果の説明、指定された場合の制限行為や警戒避難に関する事項といった、区域指定に係る一般的な説明を行っていた。

- ・当時の土砂災害防止法の担当者は、逢初川上流部の不適切な開発の対応に関わっておらず、不適切な開発自体を認知していなかった。
- ・このため、伊豆山地区の説明会で逢初川上流部の不適切な開発に関する周知は行っていなかった。また、説明会に参加した市担当者からも開発に関する情報提供はなく、説明会に参加した県・市職員の中に開発の事実を認識している者はいなかった。

【論点】

- ①伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか
- ②上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたか

4 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・県では、2001(H13)年4月の土砂災害防止法の施行を受け、国が策定した指針を踏まえ、2004(H16)年度に警戒区域等の指定に係る県基本計画及び県実施計画を策定した。
- ・県実施計画では、熱海市は第1優先区域の第2優先市町村群に位置付けられており、2008年度までに266の危険箇所（うち土石流危険渓流98）について、自主防災会単位で基礎調査・指定を実施する計画であった。
- ・熱海市には、別荘など県外在住の土地所有者が多く、調査に当たっての土地への立ち入りの調整に時間を要したり、また、当時は制度導入から間もない時期であったため、説明会等で住民から「警戒区域に指定されることで地価が下がる」といった意見が出るなど、指定への理解が進みにくい状況にあり、県実施計画に遅れが生じていた。なお、逢初川については、2005(H17)年度末に基礎調査が完了していた。
- ・また、熱海市は急勾配の土地が海岸まで続くため、土石流の土砂災害警戒区域の範囲が下流まで広がり、他の区域とも重複しやすいため、どのように指定を進めるのかとの課題があった。
- ・こうした状況から、警戒区域等の指定を効率的に進めることができるよう、自主

防災会よりも広範囲の地域単位で一括して規定を実施することとしていた。

- ・神奈川県からの「県境を接する地域における基礎調査や指定の実施に当たり、本県と歩調を合わせて進めたい」との相談を受け、2009年度から2010年度まで、神奈川県と隣接する泉地区の基礎調査・指定を優先して進めることとした。

【考察】

- ・逢初川については、2005(H17)年度末に基礎調査が完了しており、この時点で区域指定を行うことも可能であったが、当該地域の地形的特徴から他の溪流の警戒区域と区域が重複する状況もあった。このことから、警戒区域内の住民等の関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図るため、逢初川を含む伊豆山地区の7溪流の基礎調査が完了するのを待って一括で指定したことについては合理性があり、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。
- ・また、泉地区における基礎調査・指定の手続を優先したために、伊豆山地区の溪流の基礎調査の実施が後ろ倒しされる結果となったが、これは、神奈川県との連携によるものであり、両県による住民等の関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図る観点からも、泉地区の基礎調査と指定を優先したことについては合理性があり、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。
- ・加えて、この取り扱いについては、県基本計画の「地域の優先区分とは別に優先できる箇所」とされている「行政界をまたぐ危険箇所、早急な対応が必要な箇所」に該当することから、県基本計画に沿うものであったと考える。
- ・なお、本法による警戒区域等については、土砂災害による被害を受けるおそれのある土地に対して、その被害を軽減するため警戒体制の整備等の措置を講じる趣旨から溪流の下流域を指定するものである。このため、逢初川下流域における当該区域の指定が早まったとしても、源頭部における開発行為等を規制することはできないため、今回の災害の発生を抑止することはできなかったと考える。
- ・ただし、本法で対処できない区域で生じた不適切な土地改変行為を把握した場合には、速やかに当該行為を所管する法令で対処するよう、関係法令の担当と情報共有に努めるべきである。

(2) 上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたか

【確認・判明した事実関係】

- ・法により、県は指定の公示及び市町への公示図書の送付(2015年1月の法改正以後は調査結果の公表が追加)、市町は公示図書の縦覧及び地域防災計画に定めた土砂災害に対する警戒避難に関する事項を記載した印刷物(ハザードマップ)等

の配布による住民への周知が義務付けられている。

- ・また県基本計画により、県は、区域指定前に関係住民に対して、対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うこととしている。
- ・県では法及び県基本計画に基づき、指定区域をホームページで公表するとともに、県基本計画に基づき区域指定に係る住民説明会を開催しており、説明会の案内において、航空写真と指定予定区域を重ねた図面を、土砂災害防止法パンフレットとともに対象土地所有者及び住民に配布するなど、説明会不参加者に対しても情報提供に努めていた。
- ・熱海市では、法に基づき、逢初川が区域指定された翌年の2013年度の地域防災計画の改訂において当該区域の警戒避難に関する必要事項を規定し、2015年度末には当該区域が記載されたハザードマップを作成・配布し、必要な周知を行っていた。
- ・熱海市では2016年、2019年に伊豆山地区を対象とした土砂災害避難訓練を実施しており、訓練参加者に対する防災講習会や要配慮者利用施設と連携した訓練等を行っており、指定後も継続して住民への周知啓発に努めていた。
- ・伊豆山地区において基礎調査が実施されていた2007年5月及び2009年10月に、伊豆山港に濁りが発生し、土木事務所による現地調査の結果、この濁りは逢初川上流域における開発行為が原因であることを確認している。しかしながら、土木事務所内で情報共有されておらず、土砂災害防止法の担当はこの事実を認知していなかった。(市の土砂災害防止法担当も認知していなかった。)
- ・このため、2012年2月に開催した伊豆山地区の指定に係る地元説明会では、逢初川上流域における開発行為の情報は周知されなかった。

【考察】

- ・本法の対象となる「土砂災害」は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等の自然現象である。県と市においては、溪流内の自然地形から発生するおそれがある土石流を対象として、その危険性について、法に基づく周知手続を行っていることから、この観点では双方の対応は適切であったと考える。
- ・一方で、説明会に参加した熱海土木の職員が逢初川上流部における不適切な開発行為を認知していたならば、逢初川源頭部における盛り土の存在を下流域の住民に周知できた可能性もあることから、事務所内で情報共有すべきであった。
- ・情報共有されなかったのは、盛土等の人工構造物が崩壊して人的被害や財産へ影

響を及ぼすという認識が低く、不適切な開発が及ぼす影響について最悪の事態を想定し、幅広く関係する職員で問題を共有する意識が不足していたことによると考える。

- ・ **このことから**、職員間で問題意識をもって情報共有を図り、熱海市とも連携して不適切盛土の存在事実を認識した上で住民への周知を行うなど、警戒避難体制を徹底すべきであった。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

(1) 速やかな区域の指定及び見直し

- ・ 本県では、2020(R2)年3月に全指定対象区域について、警戒区域等の指定を終えている。現在は、県及び市町等の関係機関から年2回、官民の事業による**土地改変行為**に関する情報を収集し、指定区域の範囲に影響を及ぼすものがあった場合には、警戒区域の見直しを行っているので、この取り組みを継続していく。
- ・ 上記に加えて、**指定範囲の見直しが必要な土地利用状況の変化等の早期把握のため**、土砂災害警戒区域への影響が想定される地域で行われる開発行為や不適切な土地改変**行為**等の情報について、当該行為を規制管理する所管部局や市町の担当者と定期的に情報共有できる仕組みを**構築**していく。
- ・ なお、他法令の規制や届出の対象外となる規模の**土地改変行為**又は無許可や無届等の不適切な**土地改変行為**については、その事実を**把握できない場合**もあることから、他都道府県における区域の見直し手法について情報収集し、有効な手法があれば積極的に**採用**する。
- ・ また、航空レーザ測量による高精度地図（令和3年度完成）を用いて、新たに警戒区域の指定が必要な箇所を抽出し、順次追加指定していく。追加指定に向けては、対象箇所が相当数にのぼることが見込まれるため、速やかに調査・指定を進めることができるよう、これまでに県が作成した基本計画や実施計画、手引き等を見直し、手続きの改善を図る。
- ・ さらに、追加指定に係る基礎調査にあたっては、土石等の発生源となる流域や斜面に人工構造物がある場合には、その状況を把握するよう調査内容の見直しを図るとともに、当該構造物に問題等があった場合には速やかに土木事務所内で情報共有し、県関係部局及び市町が連携して是正を指導していく。

(2) 住民への危険性の周知及び早期避難の啓発

- ・ 現在は、法に基づき、基礎調査が完了次第、その結果を速やかに公表することで、土砂災害の危険性について住民への早期の周知を図っている。

- ・このほか、区域指定時における地元説明会での周知に加え、毎年、土砂災害防止月間（6月）を中心に市町と連携して様々な機会・媒体を活用した広報・啓発や指定区域を対象とした住民避難訓練に取り組んでいる。
- ・今後は、土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する地域の防災リーダーとなる「防災連絡員」の育成や、住民等から災害情報等の通報を受け付ける「土砂災害110番」制度の普及を図っていく。
- ・また、盛土対策課と連携した指定区域内及び上流域やこれらに近接する不適切盛土の現地確認等を通じて、土砂災害の危険性の早期発見に努めるとともに、職員によるパトロール結果等も含め、関係市町と危険情報を共有し、市町による住民への危険性の周知を支援していく。
- ・さらに、危機管理部とも連携し、定期的な避難訓練の実施や住民個人ごとの避難計画「わたしの避難計画」の策定を推進し、住民一人ひとりが地域の災害リスクを理解して主体的に避難できるよう啓発していく。
- ・また、盛土対策課では、令和5年4月に公表した不適切な盛土情報をもとに、危険な盛土について市町防災部局における避難計画の作成や、避難行動に資する対策の徹底を要請していることから、危険な盛土の影響がある土砂災害警戒区域では、同課とも連携して早期避難を啓発していく。

1 逢初側源頭部及びその周辺区域における土地改変行為等に係る行政対応についての主な事実関係（※）

※ ①区域における盛土行為に係る事実関係については、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書（令和4年5月）」から抜粋、**それ以外**の事実関係については、本報告書の各法令に記載の事実関係から再掲

2002. 12. 26 県熱海土木が██████に対し、逢初川源頭部北東側区域（以下「⑤区域」という）の宅地造成について都計法第29条の開発行為を許可する(E002)

2003. 2. 21 県熱海土木が██████に対し、逢初川源頭部北側区域における都計法違反（無許可）による開発行為（以下「④区域・無許可開発※」という）について同法第81条第1項に基づく命令を発出する(D015)

※ 当該無許可開発の区域については、一部は④区域に含まれるものの、一部は④区域外であるが、本報告書においては「④区域・無許可開発」と表記する。

2003. 2. 28 県熱海土木が██████に対し、⑤区域の宅地造成について都計法第81条第1項に基づく措置命令を発出する(E018)

2003. 9. 5 県熱海土木が、██████の④区域・無許可開発に係る防災工事について条件を附して承認する(D067)

2005 年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査（土石流）を実施する（逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢の4溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流））

2005. 6. 20 県熱海土木が██████に発出していた④区域・無許可開発に対する都計法による措置命令を解除する（D081からの類推）

2005. 8. 25 県熱海土木が██████に対し、⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可について都計法による地位の承継を承認する(D081)

2005. 8. 25 県熱海土木が██████ に対する⑤区域の宅地造成に係る命令を解除する(D081)

2006. 3. 24 県熱海土木が、⑤区域の宅地造成の開発行為の許可に係る完了検査を行い、██████に対し検査済証を交付する

2006. 4. 11 市が██████に対し、④区域・C工区について都計法第29条による開発行為を許可する(D・・・)

2006. 9. 21 A社が逢初川源頭部を含む約 35 万坪の土地を購入・所有する
2006. 10. 18 熱海市が██████に対し、④区域の宅地造成に係る開発行為について、変更（D工区、E工区の追加）を許可する
2006. 11. 27 ██████による④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為が完了する
- 2007 年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査（土石流）を実施する（奥鳴沢の1溪流）
2007. 4. 9 市がA社の①区域に係る土の採取等計画届出書を附帯条件付きで受付・受理する(A・・・)
2007. 4. 25 県熱海土木が「逢初川から泥水が流れ込み伊豆山港内が広範囲に汚濁している」との通報を受け、逢初川上流部を現地確認する(A283)
- 現地の状況
- ・ 広範囲に宅地造成が行われている
 - ・ 泥水の発生源は造成地内の谷部分、山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況
2007. 5. 2 県東部農林がA社から8万坪（26ha）について宅地造成の開発計画を進めていること等を聴取する(A・・・)
2007. 5. 31 県東部農林がA社に対し、①区域における林地開発許可違反による開発行為について文書による行政指導を行う(A・・・)
- 指導等の内容
- ・ 当該森林内での開発行為に相当する作業の中止すること
 - ・ 土地の改変変更面積を実測し求積図を提出すること
 - ・ 区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を提出すること
 - ・ 書類の提出期限：2007. 6. 25
- ※ 2007. 5. 31～2008. 8. 7の間、林地開発違反の是正が完了するまで、A社は盛土等の工事は出来なかった。
2007. 7. 31 ██████による④区域・E工区における宅地造成に係る開発行為が完了する
2008. 4. 30 A社が県東部農林に対し、①区域の林地開発許可違反（無許可）による開発地の復旧計画書を提出する（日付：2008. 4. 28）(A・・・)

2008. 5. 1 県東部農林が██████に対し、④区域・D工区における森林法第10条の2(林地開発許可)違反に係る文書指導を行う(D89)
2008. 5.30 県東部農林が、④区域・D工区における林地開発許可違反に係る復旧工事の完了を確認する(D100、101)
2008. 7. 8 県東部農林が██████に対し、④区域・D工区に係る林地開発を許可する(林地開発許可面積:1.9384ha)(D107)
(██████は同日付けで林地開発に着手する(D108))
2008. 8. 5 県東部農林が、市、A社立ち会いの下、復旧工事完了報告書により①区域の林地開発許可違反(無許可)による開発地の復旧工事の完了を確認する(A・・・)
- 2008.10.20 市が県東部農林に対し、「██████の経営状況が悪化し現場が止まっており、(④区域・D工区に係る防災工事の完了確認の)立会いを求めるのは困難な状況」との情報提供を行う(D118)
- 2008.12. 5 県東部農林と市が、④区域・D工区における今後の対応についての打合せを行う(D123)
- 打ち合せ内容(抜粋)
- ・世界的な金融危機により██████の経営が急激に悪化している
 - ・現在、土工事の途中でこのまま工事が停止すると防災上非常に危険であるため、仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる
 - ・工事完了が困難であれば中止届を提出させる
2009. 1. 21 県東部農林、県熱海土木、市とA社が、(赤井谷における)今後の残土処理について協議する(A・・・)
- 状況
- ・当該計画地は、2008.8.7に(県東部農林が)林地開発行為復旧工事の完了を認めた場所
 - ・県が森林法第10条の2違反による復旧指導を行う以前に、市が県土採取等規制条例及び県風致地区条例(当時)に基づき土地改変行為等を認めていたため(注:風致地区内行為の許可の通知は2007.4.12、2007.6.4)、復旧工事の完了に伴い、残土処分が可能となった
 - ・しかし、現状、工期が切れているため、A社は市に工期の延長を申請している
- 協議内容
- (東部農林)
- ・違反行為があった場所だが復旧した区域であり、林地開発の許可を

要する面積以下であるため法的にいうことはないが、再度の林地開発許可違反は許されない

- ・将来、事業を拡大し林地開発許可を得ようとする場合は、防災計画を大きく見直さなければならない旨を説明
- ・当面は現実的な量処理する計画にしたかどうか
(熱海土木)
- ・逢初川の土砂流出を懸念し、万全の対策を依頼
(市)
- ・当初計画の約 38 万 m³の残土処分が実行できるとは考えられない
- ・もっと現実的な内容に計画を修正したかどうか
- ・風致地区内行為変更許可申請(2009. 1. 14 提出)の工期延長については認める方針
(A社)
- ・県や市に絶対迷惑がかからないようにする
- ・面積が 1ha を超えることはない、当面の量は 3, 000?~5, 000?程度

2009. 2. 5 県東部健福が市からの「ホテル従業員寮の解体工事の施工業者が解体廃棄物を自社が所有する伊豆山の土地に不適正保管している」との通報により、逢初源頭部北西側区域(以下「⑥区域」という)の現地を確認する(F・・・)

現地の状況

- ・がれき類(熱海市日金の建物解体工事現場から搬入)、繊維くず(布団、毛布等)が山積みの状況
- ・また、別の箇所にも大量の木くずが放置され、更に奥側にも伐採木が山積みされている状況

市、県東部農林からの情報

- ・XXXXXXXXXXはこれまでも廃棄物の不適正保管を繰り返していたが、2008 年末まではこれほどひどい状況ではなく、年明け以降急激に廃棄物の量が増えた
- ・大量の木くずは、熱海市と東部農林の指導により、ようやくまとめたものである
- ・奥側に山積みされている伐採木は最近のもので把握していない

2009. 4. 3 XXXXXXXXXXが県東部健福に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る廃棄物処理計画書を提出する(F・・・)

計画の内容

- ・再生利用(コンクリート塊)、業者への売却(鉄くず)、一般ゴミ等処理施設へ運搬(木材、繊維くず、廃プラ、紙くず)
- ・解体工事現場での保管場所の確保が困難なため、近接地である伊豆山に仮置きしている
- ・囲いについては、一時的な仮置きのため、必要最小限で出来るだけ設置する

2009. 6. 24 県東部農林、市が、①区域の現地調査を実施し、伐採届、小規模林地開発の手続き無しに残土搬入が行われていることを確認する(A・・・)
(2009. 6. 19 に市から県東部農林に対し、残土搬入の動きがあるとの情報提供があったため、現地調査を実施)

現地の状況等

- ・伐採届及び小規模林地開発の手続き無しで残土搬入されていることを確認(沢へ降りる作業道が拡幅されており、2008. 8. 7 復旧完了した復旧箇所が一部含まれている可能性があるとして記録されている)
(復命書添付の写真からは上部から残土が谷に落とし込まれている様子が見える)
- ・県東部農林事務所から市に対し、現時点では、1ha 未満で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう伝達

2009. 7. 2 県熱海土木、県東部農林、市とA社、B社(Q氏)が①区域における盛土計画について協議する(A・・・)

協議内容

- ・A社は「林地開発にならないよう1haを超えないようにやる。少しずつ(1ha 未満をいくつも)やっていくしかない」と発言
- ・これに対して、県東部農林は「小分けは認めない」と回答
- ・その後、A社は「じゃあ何年たったら隣接でなくなるのか。別の第三者ならいいのか」と県東部農林に確認
- ・県東部農林は「隣接や第三者の判断はその時に判断する」と回答

2009. 10. 8 県熱海土木が「伊豆山港の濁りがすごいからすぐに見に来て欲しい」との通報を受け、伊豆山港を現地確認する(A073)

県担当者の認識

- ・港外の濁りの様子から逢初川からの濁流の影響が大きいと考えられる
- ・逢初川の濁りの発生源は、上流部の土地改変行為によるものと思われる

2009. 10. 9 県熱海土木が、2009. 10. 8 の伊豆山港及び逢初川河口部の濁りの現地確認の結果を踏まえ、逢初川源頭部(①区域)を現地確認する(A074)

現地の状況

- ・雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出していることが確認された(現地の土砂は長靴がはまると抜けなくなるような軟弱な状態)

県担当者の認識

- ・河川区域の上流であるが、当該地の土砂が逢初川に流入していることは確実とみられ、河口部の港湾利用者からの苦情もあるため、何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる

2009. 10. 23 ■■■■■の④区域・D工区における林地開発許可に係る工期(2009年

10月23日)が切れる

2009. 11. 4 市、県熱海土木、県東部農林が①区域についての今後の対応を協議する(A・・・)

協議等の内容

- ・市から、県に土地改変面積が1haを超えているのではないかという点について問題提起し、「県市一緒に面積調査から入ったほうがよい」と口頭にて依頼(→共同実施についての結論出ず、面積調査よりも工事を止めさせる方向で対策を検討)
- ・会議の終了後、県東部農林から市に対し、面積の確定について、市でA社を指導しながら対応するよう要請(現地は改変面積が1haを超えている可能性があるが、森林法の手続きにのっとり業者を指導していると時間がかかってしまうため、市から事業者を指導するようにとのこと)
⇒これに基づき、2009. 11. 30に1.2haの求積図が提出されることとなる

2009. 12. 1 県熱海土木、県東部農林、市が、①区域の残土処理場について今後の対策を協議する(A・・・)

協議内容

- ・1.2haの測量図面が出されたが、図上求積であり、信憑性にも欠け、正式文書でないため、最初は伐採届の指導と県土採取等規制条例の違反の指導で市が動く(明日にでも会って指導を開始する)
- ・口頭で指導をしたら、同じ内容を文書でも指導する
- ・最悪のことを考えて行政代執行を市がやる場合の調査(見積りも)用意したほうがいいのではないか、という意見も出た
- ・A社は会社として機能していないので、土地を借りて行為をしているB社に直接指導する

2010. 7. 1 県東部農林、県東部健福、市がD社に対し、①区域の残土処分及び⑥区域のコンクリートガラ撤去について事情を聴取する(A・・・)

聴取内容

- ・残土処分地の進入路上部に安定勾配で小段をつけながら仕上げたい
- ・下の残土処理場と一体で1haを超えるようであれば、残土処分完了後、区域を広げないようにその上に盛って仕上げたい」と新たな土砂搬入を提案

東部健福

- ・「管轄外なので、適法に処分すれば構わない」と回答

東部農林

- ・「一体性の判断であるが、時期及び流域は同じでも、行為者が異なると扱いが微妙になる」「詳細な計画を見てから本課と相談して判断したい」と回答
⇒現時点では1ha以下の小規模林開の範疇であると整理され、市が総

合的に判断し関係部署に連絡することとなった

2010. 7. 22 ④区域・D工区（■■■■が林地開発許可を受けた土地）に■■■■
■■■■が残土搬入していると情報があり、市、県東部農林が現地調査
を実施する(D151)

県の認識

- ・ 現況地盤は、計画地盤より1～2m程度低いため、計画地盤の高さとするための土砂搬入であれば目的外工事とはいえない
- ・ ■■■■は、■■■■の工事施工者として申請されており、■■■■の指示であれば問題ない
- ・ 単なる残土処理であれば、(林地開発の) 変更許可が必要となる
- ・ (土砂搬入が) 造成工事に伴うものか、残土処分なのか確認等を行う

2010. 8. 31 県東部健福が市からの「伊豆山の残土処分場（以下「①区域」という）
で木くず等が混ざった土砂が混入されている」との報告を受け現地確
認を行う(A106)

現地の状況

- ・ 残土処分場の上部から3分の1あたりまでの土中に木くず（解体工
事から発生したと思われる20～30cm程度の木片）がかなりの量で
混ざっている

東部健福の認識

- ・ 上部から3分の1より下の部分には木くずが混じっていないので、
崩れたとされる最近搬入された土砂にのみ木くずが混じっていた
と思われる
- ・ 木くず混じりの土砂の搬入は不法投棄等の可能性が非常に高い
- ・ 土砂を当該地に持ち込んだ者について、確固たる証拠がない、また、
排出先(元)を特定する材料もない

2010. 11. 10 A社から市に対し、①区域での更なる残土処理と道路開設の相談がな
されたことを受け、県東部農林、県東部健福、県熱海土木、市が、A
社関係の開発行為に係る対策会議を開催する(A・・・)

内容

(市)

- ・ A社から伊豆山地内で残土処理及び道路の開設をしたいとの要望が
ある
- ・ 同社及びその関連会社による開発は、市内6箇所で行われているが、
すべて開発途中で止まっており、管理もずさんで申請どおりに施工
されていない
- ・ 市としてはこのような状態を放置できない。関係機関と協力して
いきたい
- ・ 現在、1ha未満の県土採取等規制条例の届出に基づき工事している
が、届出期間が過ぎても工事しており、廃材も捨てられている

- ・規制に有効な法令の検討として、特に森林法が候補として挙がる
- ・市から、県に既に工区面積が県の林地開発許可が必要となる 1ha を超えているのではないかとの問題意識を提起
- ・A社から、現在の工事を完了させた上で、別企業による新たな 1ha 未満の届出をすることを市に提案している
- ・合計で 1ha 以上になるので、森林法の林地開発許可ほかの法令で規制できないか（→県東部農林が持ち帰り検討する）

（東部農林）

- ・原則は 1ha を超える部分については現状復旧することが必要
（注：森林法上、無断開発された林地は原則として 1ha を超える部分だけでなく、全体の現状復旧が必要）
- ・県も市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき協力する（熱海土木）
- ・逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者として無視できない

2010. 11. 17 県東部健福が①区域に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業（①区域から⑥区域への移動）に立会う（A141）

撤去作業の状況

- ・10. 20 に掘り起こした木くず混じりの土砂 4 トン車 31 台分を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出（全ての土砂の搬出はできなかった）
- ・がれき置場に搬入された土砂を観察すると、木くず以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっていた

2010. 11. 19 県東部健福が①区域に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業（①区域から⑥区域への移動）に立会う（11. 17 の残りの土砂）（A143）

撤去作業等の状況

- ・撤去作業前に 11. 2 に確認した木くず混じりの土砂について、木くずの確認できる範囲で掘り起こしを行った
- ・11. 19 に掘り起こしたものも含め、4 トン車 33 台分の木くず混じりの土砂を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出

2011. 2. 25 土地所有権の移転（A社→C者）、A社等とC者との間で同日付けで覚書を締結する（A・・・）（所有権が移転した区域を要確認）

2011. 3. 4 県森林計画課、県東部農林、市が①区域の残土処理場の現地調査を実施する（A・・・）

調査結果

- ・残土処理（盛土）の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起こしている。今後も浸食や崩壊が進行するおそれが強い
- ・市には「伐採届」、「県土採取等規制条例」に基づく指導を行うよう

依頼

2011. 3. 4 県森林計画課、県東部農林、市が、林地開発許可案件の定期査察により④区域・D工区の現地確認を行う(D168)

現地の状況など

- ・ ████████ は登記簿上存続しているものの、所在地に会社は不存在
- ・ リーマンショック以降工事は中断している
- ・ 施工状況は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積みが放置されている
- ・ 沈砂地は設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である
- ・ 現状での過伐採や土砂の流出は見られない
- ・ 盛土用の土砂らしきものが最近も搬入されている

2011. 3. 17 市、県土地対策課、県森林計画課が①区域の現状の確認と今後の対応について協議する(A・・・、D173)

協議内容(①区域の盛り土関係)

- ・ 基本的に市が県土採取等規制条例に基づき対応すること、土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急の是正を行わせる必要があることを確認

【県土地対策課作成の協議記録の記述(抜粋)】

(土地対策課)

- ・ 土採取条例にも報告徴求や措置命令など監督処分等に関する規定があるものの、本来が届出制度であることもあり、単独の対応では規制及び指導の効力が弱く、森林法など個別法による対応を軸に指導することが望ましい
- ・ (県土採取等規制条例の) 規制効果を案ずることよりも当該条例による所要の手続きを取るほかはなく、災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、直ちに停止命令を行うことが妥当

(熱海市)

- ・ 了解した。緊急の必要があるために直ちに停止命令を行う方向で検討する。

(注) 当該協議により県・市で認識が共有されたかは不明だが、県森林計画課の当該協議の記録に「対応」として以下の記述あり

協議内容(④区域(D工区)の林地開発許可関係)

- ・ 県東部農林が ████████ に対し、配達証明郵便で文書指導を行う
- ・ 指導に従わない場合又は文書が到達しない場合は、中止命令を行う予定

- ・法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つ

2011 年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査（土石流）を実施する（鳴沢、猪洞沢の 2 溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流））

2011. 5. 19 県廃棄物リサイクル課、県熱海土木と市が、①区域について、前土地所有者、現土地所有者等と面談する(A・・・)

内容

- ・土採取の届出区域以外にも土が盛られ、市は「仮置き」扱いとしているが、合計では 1ha を超える。本来であれば土を盛るだけでも土採取の届出が必要。県土採取等規制条例の届出に係る処理を完了すること及び過剰搬入した土砂を現場から搬出すること等を指導
- ・市の対応として 2011. 4. 27 付文書で、A 社等に対し、2011. 5. 13 を期限とし報告書の提出を指示したが報告要求文書を見ていないと A 社社員が述べたことから、2011. 5. 31 までを期限として提出を指導した。2011. 5. 31 の期日を待って報告が得られない場合、(県土採取等規制) 条例に基づき行政処分を行っていくための事務処理を県土地対策課と相談しながら行う

2012. 2. 29 県熱海土木が市に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会を行う

2012. 3. 15 市が県熱海土木に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会への回答を行う（「(逢初川を含め) 特に意見なし」との回答)

2012. 3. 30 県熱海土木が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する（逢初川を含む伊豆山地区の土石流 7 区域を指定）

2013. 2. 7 現所有者が県東部健福に対し、前所有者が放置した廃棄物の撤去作業等を善意を持って解決する覚悟である旨の文書を提出する（2013. 1. 9 付け）(A・・・、F・・・)

文書のその他記述

- ・県、市と調整し関係法令を遵守し施工するが、敷地内処分について現地主判断で処理することに理解を求めたくお願いします
- ・A 社が市の指導を無視して放置した伊豆山港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次被害防止の安全対策工事を施工
- ・その他伊豆山地区における工事計画の概要、廃棄物の処理計画（1. 21 提示案）も記載

(注) 県が C 者から聴取(2021. 12. 16)した結果によれば、この書面は自

分が作成したものでないとのこと

2013. 4. 16 県東部健福が⑥区域の現地を調査する (F168)

現地の状況

- ・敷地内は入口にがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は整地されていた

2013. 5. 8 県東部健福が⑥区域の現所有者代理人に対し、現地が整地された経緯等を聴く (F169)

聴取内容

- ・現地にあったがれき類は、当該敷地奥の造成に伴い埋立てした
- ・1000?のがれき類を 30m×70m にならず、ガラ厚 20 cm程度
- ・現所有者は自分の土地だからどう使おうがよいではないかとの考え

2016. 4 以降 砂防指定地等監視員の業務報告書が残存する 2016 年 4 月以降は、逢初川の砂防指定地等については、砂防指定地等監視員からは、「崩壊・損壊箇所なし」と報告されている (sab005)

巡回内容及び記録

- ・逢初川は年 6～7 回の頻度で巡視
- ・2016 (H28). 3 月以前の業務報告書は残存していない

【論点】

(1) 逢初川源頭部周辺区域 (④、⑤、⑥区域) における土地改変行為に係る県の行政対応と逢初川源頭部 (①区域) における盛土行為は、相互に関連するか。

また、④区域、⑤区域、⑥区域における土地改変行為に係る県の行政対応は、相互に関連するか。

(2) 森林法、都市計画法、廃棄物処理法による行政対応に当たり、県の関係機関間の連携は適切に行われていたのか (東部農林、熱海土木、東部健福及び本庁関係課など)

4 事実関係を踏まえた論点と考察

(1) 逢初川源頭部周辺区域 (④、⑤、⑥区域) における土地改変行為に係る県の行政対応と逢初川源頭部 (①区域) における盛土行為は、相互に関連するか

また、④区域、⑤区域、⑥区域における土地改変行為に係る県の行政対応は、相互に関連するか

【確認・判明した事実関係】

- ・逢初川源頭部 (①区域) における盛土行為が本格化したのは、2007 (H19) 年 4 月以降である。
- ・逢初川源頭部北東側区域 (⑤区域) における宅地造成については、2006 (H18) 年 3 月には事業完了している。(当該宅地造成の当初の事業者は■■■■ あり、後に■■■■ が同社から開発行為許可の地位を承継し、事業を完了させている)

- ・逢初川源頭部北側区域における都計法違反（無許可）による開発行為は、⑤区域の当初の事業者である■■■■■によるものであるが、2005（H17）年6月に同社による防災措置が完了し、停止命令が解除されている。
- ・■■■■■による逢初川源頭部北側区域（④区域（C、D、E工区のことをいう））における宅地造成うち、C工区（開発行為許可：2006年4月）、E工区（開発行為許可：2006年10月）については、それぞれ2006年11月、2007年7月に事業完了（事業の完了確認は熱海市が実施）している。D工区（開発行為許可：2006年10月、林地開発行為許可：2008（H20）年7月）については、現時点においても未完了の状態である。
- ・現時点で④区域・D工区の排水施設は完成していない状態であるが、当地の雨水（表流水）については、区域外に流出しないことを確認している。
- ・県東部健福が逢初川源頭部北西側区域（⑥区域）への廃棄物の搬入を認知したのは、2009（H21）年2月であり、⑥区域の土地所有者による当地への当該廃棄物の埋設を認知したのは、2013年（H25）年4月である。

【考察】

（④、⑤、⑥区域と①区域との相互の関連）

- ・⑤区域の宅地造成については、盛土行為が本格化する前に完了していることから、当該宅地造成に係る行政対応については、①区域における盛土行為に関連するものではないと考える。
- ・④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為の許可申請については、盛土行為が本格化する前に行われていることから、当該申請に係る行政対応については、①区域における盛土行為に関連するものではないと考える。
- ・④区域・無許可開発については、盛土行為が本格化する前に是正されていることから、当該無許可開発に係る行政対応については、①区域における盛土行為に関連するものではないと考える。
- ・④区域・D工区については、①区域からは物理的に離れている。また、当該工区については、防災工事が完了しないまま放置された状態にあるが、当地の雨水（表流水）は、当該区域外には流出しないことを確認している。これらを踏まえると、当該工区における林地開発に係る行政対応については、①区域における盛土行為に関連するものではないと考える。
- ・⑥区域における土地改変行為は、建築物の解体工事により発生した産業廃棄物の不適正な保管、あるいは、当該廃棄物の不適正な処分（埋め立て）であることから、これらの行為は①区域における盛土行為に関連するものではないと考える。

また、これらの行為と逢初川源頭部周辺区域への廃棄物の搬入との因果関係（誘発したか）については、残存する公文書等から検証することは困難であった。

(④区域、⑤区域、⑥区域との相互の関連)

- ・⑤区域における宅地造成については、逢初川源頭部周辺区域における最初の土地改変行為であることから、④区域、⑥区域における土地改変行為に係る行政対応に関連するものではないと考える。
- ・⑥区域における土地改変行為は、熱海市内の他所における建築物の解体工事により発生した産業廃棄物の不適正な保管、あるいは、当該廃棄物の不適正な処分（埋め立て）であることから、⑤区域及び④区域における宅地造成に直接関連するものではないと考える。
- ・④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為の許可申請の内容は、C工区から⑤区域への排水も含め、現時点で改めて審査しても適正なものであることから、当該申請に係る行政対応については、C工区の下流の⑤区域の宅地造成に影響するものではないと考える。

(なお、④区域・D工区の宅地造成に係る林地開発については、D工区から鳴沢川への排水が⑤区域を経由するため、⑤区域に係る行政対応に関連するものであるが、この関係については「森林法」の考察等を参照)

(2) 森林法、都市計画法、廃棄物処理法による行政対応に当たり、県の関係機関間の連携は適切に行われていたのか（県東部農林、県熱海土木、県東部健福及び本庁関係課など）

【確認・判明した事実関係】

- ・逢初川源頭部（①区域）において盛土行為が本格化した直後の2007（H19）年4月25日に発生した「逢初川からの泥水による伊豆山港内の広範囲の汚濁」や当該汚濁の認後に実施した「逢初川上流部の現地確認の結果（広範囲に宅地造成が行われている（おそらく④区域）、泥水の発生源は造成地内の谷部分（おそらく①区域）、山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況）」については、県熱海土木が実施している。
- ・しかしながら、残存する公文書上は、上記の情報については、現地確認を実施した県熱海土木の担当課内での共有にとどまり、同事務所内や本庁関係課には共有されたことは確認できなかった。
- ・当該濁りの発生から約1ヶ月後の2007（H19）年5月22日に、県東部農林と市が①区域における林地開発許可違反を確認している。
- ・残存する公文書上、④区域・D工区における林地開発許可違反への対応に当たって

は、森林法（林地開発許可）を所管する県東部農林と都市計画法（開発行為の許可）を所管する熱海市は情報共有等を行っていることがうかがえる。

- ・ 県熱海土木が実施した「2009（H21）年10月8日に発生した伊豆山港の濁りの現地確認の結果」及びこの現地確認を踏まえ翌日に実施した「逢初川上流部の現地確認の結果」については、同事務所内のみならず、県東部農林、市にも共有され、3者間で今後の対応について協議が行われている。
- ・ 県東部健福は、熱海市からの通報により、⑥区域に搬入された解体廃棄物及び①区域に搬入された木くず混じりの土砂を認識している。
- ・ 県東部健福は、2021（R3）年7月の土石流が発生するまでの間、①区域、④区域・D工区及び⑥区域の現地を定期的に確認している。
- ・ ①区域、④区域（C・D・E工区、無許可開発）、⑤区域及び⑥区域における土地改変行為について、「県土地対策室と県熱海土木」、「県森林計画室と県東部農林」、「県廃棄物リサイクル室と県東部健福」など、法令所管部局の本庁担当課と担当出先機関間、あるいは関係出先機関間では情報共有するなど連携して対応していたが、公文書上、本庁関係課間での情報共有等については確認できなかった。

【考察】

- ・（「関係機関間での情報共有、連携が図られている場面がある一方で、開発初期や、土地改変行為の動きが停滞する2011年以降においては、情報共有や連携が鈍いように見受けられた。具体的には次のとおり」的な記述が必要か？）
- ・ 2009年10月に発生した伊豆山港の濁りと、その後の逢初川上流部の現地調査の結果については、調査を行った県熱海土木のみならず、関係する県東部農林や市にも情報が共有され、関係者により逢初川源頭部の盛土行為への対応が協議されている。
- ・ 一方、2007年4月に発生した伊豆山湊の濁り及びその後の逢初川上流部の現地調査の結果については、現存する公文書からは、調査を行った県熱海土木内の一部での共有にとどまったように見受けられる。当該濁りは、逢初川源頭部での盛土行為の初期に発生したものであり、種々の問題が顕在化する以前であることから、やむを得ない面はあるものの、関係機関間で情報共有等されていれば、当該盛土行為の早い段階で事業者を牽制（①区域での林地開発許可違反へのより早期の指導、河川管理者としての指導、④区域の宅地造成への指導など）し得る余地もあったと考える。
- ・ 県東部農林がD工区の開発事業者である■■■■との連絡が取れなくなって以降において、県東部健福が同工区の現地確認を行った際、同工区に動きを認知したことがあるが、この情報が県東部農林には共有されていなかった。仮にこの情報が県東部農林に共有されていれば、■■■■を捕捉できた可能性もあることから、この情

報に限らず、現地調査により把握した情報については、関係者間で共有する余地もあったと考える。(逢初川源頭部とその周辺区域における土地改変行為に対しては、県熱海土木、県東部農林及び県東部健福が連携して対応していた時期もあったことから、具体の動きがなくなった以降も当該案件に関し、各事務所が入手した情報を相互に共有する体制をとってもよかったと思われる)

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

- 関係機関間において意味のある情報提供を行うためには、各機関がそれぞれが抱えている懸案事項（現場のあるもの等）を把握することが重要と考える。
- 盛土については、本庁では県盛土対策会議により、出先機関では、同会議の地域部会により、県内の各地域における不適切盛土等に関する情報を共有する仕組みが設けられているところであるが、盛土に限らず、また、こうした形でなくても、年度当初等の一定のタイミングで、本庁内の関係課間や同一管内の関係出先機関間において、それぞれが抱える懸案事項を共有（例 前者：関係課長会議、後者：次長会議）する場の設置を検討する余地もあると考える。
- 上記による情報共有により、複数の法令が関係する事案を認知した場合には、関係者が連携した対応が求められることから、この際に、迅速、かつ、円滑に連携体制を築くことができるようなルール（？）を検討する余地もあると考える。(表現等要検討)
- また、各機関が抱える事案が他の機関に関係する事案かどうか認知するためには、他機関の所管法令に関する基礎的な知識を有する必要があることから、盛土対策会議においては、関係職員に対し関係各法令に関する研修を実施しているところである。(表現等要検討)